令和６年度
第２回東御市農業振興審議会　会議次第

日時：令和６年 10 月 13 日（水）午前 10 時～
場所：本庁舎２階　全員協議会室

１　開　会

２　会長あいさつ

３　審議事項
（１）第３次東御市農業振興計画（素々案）について

（２）その他

４　その他

５　閉会

東御市農業振興審議会委員

任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

氏　　名	推薦団体等	備　考
滝澤　栄一	東御市議会	
依田　繁二	農業委員会	
舩田　寿夫	農業委員会	
櫻井　典夫	信州うえだ農業協同組合	
武井　信一	佐久浅間農業協同組合	
堀　育夫	都市計画審議会	
柳沢　洋一	所沢川水系土地改良区	
有賀　睦雄	神川沿岸土地改良区	
岩下　伍郎	八重原土地改良区	
青木　正良	御牧ヶ原台地土地改良区	
楢原　龍太郎	認定農業者の会	
有賀　国子	上小農村生活マイスター	
長棟　かおる	農村女性ネットワークとうみ	

第3次東御市農業振興計画

素々案

東御市の農業の将来像

「豊かな農・食文化を育み、

『ほどよく、田舎。』を醸すまちづくり」

令和7年3月

東御市

はじめに

「豊かな農・食文化を育み、

『ほどよく、田舎。』を醸すまちづくり」を目指して

作成中

目次

本編
第1章　第3次東御市農業振興計画策定にあたって 1
　1　計画策定の背景 1
　2　計画策定の趣旨と目的 4
　3　計画の位置づけ 4
　4　計画の期間 5
　5　SDGs（持続可能な開発目標） 6
第2章　東御市の概況 8
　1　位置・地勢・気候 8
　2　市の現状 9
　3　地区別概況 17
第3章　基本理念 18
　1　基本理念と施策 18
　2　計画の体系 18
　3　重要業績評価指標（KPI） 20
　4　総合計画における重点プロジェクトの推進 21
第4章　施策の課題と方策（事業） 22
　基本施策1　農業生産基盤の整備と保全 22
　基本施策2　東御ブランド力の強化と特産品による地域振興 26
　基本施策3　農業の担い手の育成・支援と安定的な農業経営の確立 34
第5章　計画の推進にあたって 38
　1　計画の推進と進捗管理 38
　2　施策の推進体制と役割 39

資料編
資料 43
　計画策定経過 43
　東御市農業振興審議会　委員 44
　東御市6次産業化推進協議会　委員 45
　東御市農業振興審議会の答申 46

本編

第1章　第3次東御市農業振興計画策定にあたって

1　計画策定の背景

（1）社会の変化

近年、人口減少・少子化・高齢化がますます加速しています。この現状に柔軟に対応し、地域がそれぞれの特徴を活かし、持続可能な地域を創っていくことの重要性が高まっています。また、私たちを取り巻く社会状況は刻々と変化しており、特にデジタル変革（DX：デジタルトランスフォーメーション）[1]の促進、脱炭素（ゼロカーボン）社会の実現、更には子育て・子育ちへの総合的な支援体制の構築など、これまでに経験したことのない様々な課題への対応が求められています。更に、ロシアによるウクライナ侵攻やコロナ禍等、予測困難な事象による地域経済への影響も顕著になっています。様々な課題が挙げられる中で、市政に求められる役割は今後ますます多様化していくものと想定されます。また、これまで以上に厳しい財政状況のもとで、市政運営を進めていくことを求められる局面が発生する可能性もあります。

（2）国の動向

◆　食料・農業・農村基本法（2024（令和6）年6月改正）

食料の安定供給の確保、農業の有する多面的機能[2]の発揮、農業の持続的な発展、基盤としての農村の振興を理念として掲げ、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的に策定。4半世紀ぶりの法改正となりました。

・「食料安全保障の確保」を規定
・輸出で食料供給能力の維持を図る
・食料の価格形成について「持続的な供給に要する合理的な費用」を考慮
・食料システムの環境負荷低減による環境との調和
・生産性と付加価値の向上で農業の持続的発展を図る
・地域社会が維持されるよう農村の振興を図る

◆　食料・農業・農村基本計画（2020（令和2）年3月改定）

平成 11 年 7 月に制定された「食料・農業・農村基本法」を基本方針として、消費者や実需者のニーズに即した施策やスマート農業[3]の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーションの推進、SDGsを契機とした持続可能な取組を後押しする施策等を掲げ、農業の持続的な発展に向けた担い手の育成・確保や多様な人材や主体の活躍等の施策を講じるとともに、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応等を行っていく旨が示され

[1]DX（デジタルトランスフォーメーション）：データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズをもとに、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競走上の優位性を確立すること。

[2]多面的機能：自然環境の保全、良好な景観の形成等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のこと。

[3]スマート農業：ロボット、AI、IoT など先端技術を活用する農業のこと。

ています。5年ごとに改定されており、今回の法改正に伴い 2025（令和7）年に改定が予定されています。

◆　みどりの食料システム戦略（2021（令和 3）年 5 月策定）

持続可能な食料システムの構築に向けて、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組みとカーボンニュートラル[4]等の環境負荷低減の技術革新を推進することを示しました。

（農業部門）

・農林水産業の CO_2 ゼロエミッション[5]化の実現（2030 年：10.6%、2050 年：100%削減）

・電動草刈機、自動操舵システムの普及（2030 年：普及率 50%）

・化学農薬使用量（リスク換算）の低減（2030 年：10%低減、2050 年：50%低減）

・化学肥料使用料の低減（2030 年：20%、2050 年：30%低減）

・耕地面積に占める有機農業の取組み面積拡大（2030 年：6.3 万 ha、2050 年：100 万 ha）

◆　農業経営基盤強化促進法（2023（令和5）年4月改正）

効率的で安定的な農業経営の育成を図るため、経営の改善に取り組む農業者に対して、農地利用の集積・経営管理の合理化・農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じることを定めた法律。

◆　農福連携等推進ビジョン（2024（令和6）年6月改定）

農福連携は、農業と福祉が連携し、障がい者等の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組で、農福連携等推進ビジョンでは、農福連携の取組のさらなる促進に向け、2030 年度末までに農福連携に取り組む主体数を 12,000 以上、地域協議会に参加する市町村数を 200 以上にすることを目標として、地域協議会の活動の拡大の後押し、障がい者のみならず社会的に支援が必要な者の社会参画の促進、毎年 11 月 29 日を「ノウフクの日」と定めた国民的運動の展開等を進めることとしています。

（3）県の動向

◆　第4期食と農業農村振興計画（2023（令和5）年3月策定）

「産業としての農業振興」、「暮らしの場としての農村振興」、「生産と消費を結ぶ信州の食の展開」を3本柱とし、「担い手」、「果樹」、「環境にやさしい農業」、「輸出」を重点事項と位置づけ、大規模法人経営体の育成、果樹の生産振興、農畜産物の輸出拡大などにより農業構造をさらに強化する。

◆　長野県みどりの食料システム戦略推進計画（2023（令和5）年3月策定）

長野県において促進していく環境負荷低減事業活動に関する目標や事業活動の内容、特定区域、基盤確立事業、流通及び消費の促進に関する事項などを明確にし、県内の農林業者による環境負荷低減の取組みを促進することにより、農林業の持続的な発展や食料安全保障の確立に寄与するため、県と県内全 77 市町村との共同により策定。

---

[4]カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

[5]CO^2 ゼロエミッション：気候変動の要因とされる CO^2 などの排出量をゼロにすること。

（4）東御市農業基本条例

市の農業と農村のあり方について、基本理念や基本方針、基本施策を定め、市や農業者、農業団体、市民、事業者それぞれの責務と役割を明らかにすることにより、活力と魅力にあふれる農業を創出し確立させるとともに、健康でゆとりある生活を送ることができる地域社会を築くことを目的とし、東御市農業基本条例が施行されています。

東御市農業基本条例（抜粋）

（農業の発展に関する基本理念）

第３条　農業は、人間の生命を維持するために欠かせない食料を生産する産業のひとつであり、自然との共生と共存により成り立っているものであることから、将来にわたって、農地、水その他の資源とそれを支える担い手が確保され、常に良好な自然環境が維持される中で、引き続き発展していかなければなりません。

（農村の振興に関する基本理念）

第４条　農村は、農産物の生産基盤であり、市民の生活の場であるほか、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承などの役割を担っていることから、生産条件や生活環境などを整備し、安定して農業を続けられる体制を整えることにより、その振興が図られなければなりません。

（安全な食料の確保に関する基本理念）

第５条　安全な食料を安定的に確保し、健康でゆとりある生活を送るためには、農業と農村とそれを取り巻く環境に常に強い関心を持ち、理解を深めるとともに、それらを守り育てていかなければなりません。

（農業と農村の振興に係る基本方針）

第 11 条　基本理念を実現するための農業と農村の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」といいます。）は、次のとおりとします。

(1) 農業用水の水質と量を保ち、良好な水辺環境を守ること。

(2) 優良農地の確保と調和のとれた農地の有効利用を進めること。

(3) 安全で安心な農産物が、地域の特性を生かしながら安定的に生産される体制を築くとともに、地元農産物の消費拡大を図ること。

(4) 農業と農村を支える担い手を育て、確保するとともに、収益性の高い地域農業を確立し、農業の持続的な発展を図ること。

(5) 農業と農村の自然環境と景観を守り育てるとともに、地域住民の合意と参加による地域づくりを進めること。

（計画の作成）

第 12 条　市長は、基本方針に基づく施策を計画的に推進するため、農業と農村の振興に係る基本的な計画（以下「基本的な計画」といいます。）を作成しなければなりません。

２　市長は、基本的な計画の作成にあたっては、あらかじめ、第 27 条の規定により置かれる東御市農業振興審議会の意見を聴くものとします。

３　第１項の基本的な計画を作成したときは、速やかに、これを公表しなければなりません。

４　前２項の規定は、基本的な計画を見直すときにも準用します。

2　計画策定の趣旨と目的

農業を取り巻く環境は、気候変動等による自然災害の多発や栽培適地の変化、国内人口の減少に伴う国内需要の減少や高齢者の引退による農業従事者の大幅な減少等大きく変化しいます。このような課題に対応するため、「食料・農業・農村基本法」が 2024（令和6）年度に改正され、生産、加工、流通、小売り、消費の各段階の関係者が連携する「食糧システム」という概念を新たに規定し、合理的な価格形成や環境負荷低減など、持続可能性を高める取組みを進めるため、関係者が一体となって取組んでいくことが強く打ち出されました。

また、従来の生産方式を前提とした農業生産では、農業の持続的な発展や食料の安定供給を確保することができないため、農作業の効率化等に資する自動・リモート操舵や、農薬散布ドローンといった農業技術の活用と併せて生産方式の転換を進めるとともに、こうした農業技術等の開発・普及を図り、活用を促進するため、「農業の生産性向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」（スマート農業技術活用促進法）が同じく 2024（令和6）年度に策定されました。

東御市ではこれまで高品質な農畜産物資源の強みを活かした農業振興事業を推進してきました。今後はこれらの事業の持続的かつ計画的な実施に加え、持続可能な農地保全・農家支援、農業・農畜産物を学ぶ・親しむ・味わう機会の創出、次世代への継承のための普及事業を重点的に実施し、地域資源を活かした他分野との連携事業の推進等、農業・農畜産物の振興から活用まで総合的な施策を展開していきます。

第３次東御市農業振興計画は、市の最上位計画である「第３次東御市総合計画」及び「第３期東御市まち・ひと・しごと総合戦略」の基本的な考え方を踏まえ、これらと整合を図るとともに、東御市の農業振興に向け、将来の目指すべき姿とそれを実現するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、東御市農業基本条例第 12 条の規定により、農業と農村の振興に係る基本的な計画として策定するものです。

3　計画の位置づけ

国の「食料・農業・農村基本法」及び県の「第 4 期長野県食と農業農村振興計画」を踏まえ、「第３次東御市総合計画」を上位計画として、市政における農業振興に係る施策を方針付ける個別計画であり、「東御市農業振興地域整備計画」や「東御市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」等の関連計画との整合性を図ります。

また、農業の更なる振興に向けて、農業（1 次産業）と異業種（２次、３次産業）との連携、融合を促進する指針として令和２年度に策定した「東御市６次産業化推進計画」と統合することで、市の農業・農業振興を包括的に推進します。

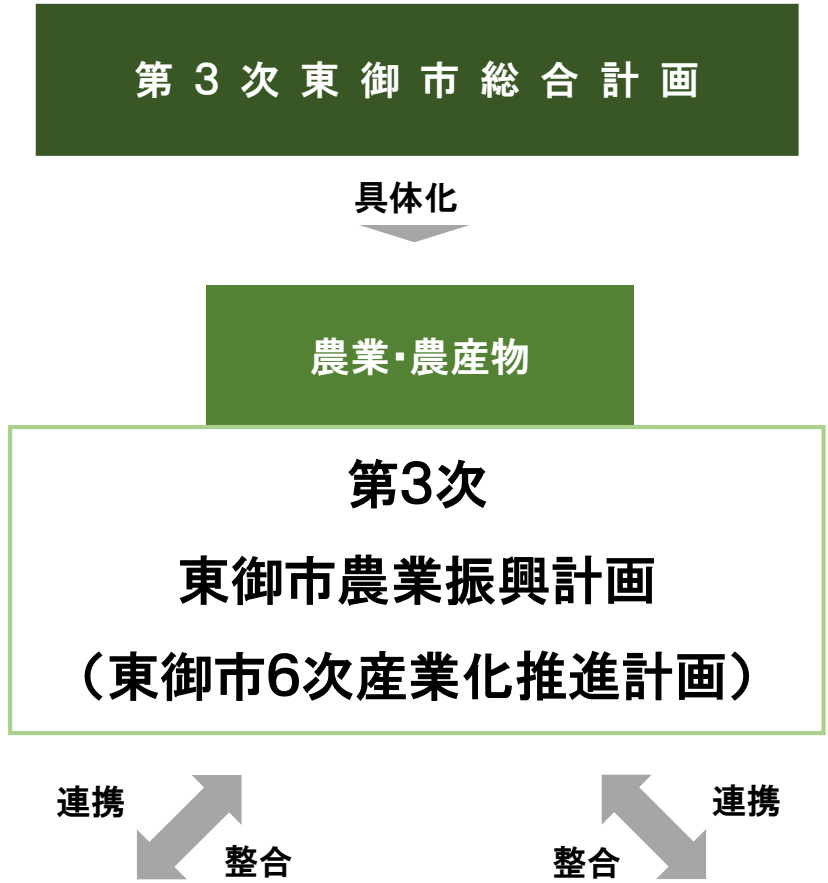

4 計画の期間

2025（令和7）年度から 2034（令和 16）年度までの 10 年間を本計画の期間とします。ただし、農業・農村をめぐる情勢の変化及び施策の効果に関する評価を踏まえ、前期計画（2025（令和7）年度から 2029（令和 11）年度まで）と後期計画（2030（令和 12）年度から 2034（令和 16）年度まで）の間で中間見直しを実施します。

5　SDGs（持続可能な開発目標）

「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを原則とし、持続可能で多様性のある社会の実現のため、2030（令和 12）年を年限とする 17 の国際目標が 2015（平成 27）年９月の国連サミットにて全会一致で採択されました。その中で農業・農畜産物振興に係ることとして、「持続可能な農業」や「産業の多様化や商品への付加価値創造」等の文言が含まれています。本計画では、SDGsにおける主要目標を設定し、施策の推進により課題の解決を図り、SDGsの達成につなげていきます。

【本計画が取り組むSDGsの主要目標（ゴール）と関連するターゲット】

飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する。

2.3　2030 年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。

2.4　2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靭（レジリエント）な農業を実践する。

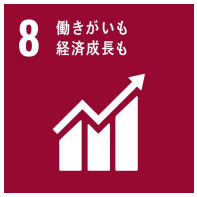

すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する。

8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。

8.5 2030 年までに、若者や障がい者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。

8.9 2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。

強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る。

9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。

持続可能な消費と生産のパターンを確保する。

12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

12.8 2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。

第2章　東御市の概況

1　位置・地勢・気候

東御市は長野県の東部に位置し、県都長野市までは約 45 ㎞の距離にあり、首都東京から約 150 ㎞の圏域にあります。北は群馬県嬬恋村（約 0.8 万人）、西は上田市（約 15.4 万人）、南は佐久市（約 9.8 万人）や北佐久郡立科町（約 0.6 万人）、東は小諸市（約 4.0 万人）に囲まれ、市域は東西 14.7 ㎞、南北 16.5 ㎞、総面積 112.37 ㎢です。

標高は 470mから 2,228mと標高差が約 1,750mあり、北側に位置する 2,000m級の山々から流れ下る河川によってつくられた扇状地が重なり合い、北東から南西に傾斜する地形が形成されています。北には上信越高原国立公園の浅間連峰の三方ヶ峰、湯ノ丸山、烏帽子岳の連山に抱かれ、南には八ヶ岳中信高原国定公園に位置する蓼科山を眼前に見ることができます。

市のほぼ中央部を上信越自動車道と千曲川が東西に通過しており、国道 18 号に沿って隣接市と連なった居住域が分布しています。

気候は、四季を通じて日照時間が長く、気温の日較差が年間平均 10℃以上と大きい準高原的な内陸性気候です。季節感のある豊かな自然や山並みの眺望に優れた暮らしやすい地域で、年間降水量が 1,000 ㎜前後と全国でもまれな寡雨地帯となっています。

こうした地勢による産業振興は市民の豊かな暮らしを支えるとともに、まちの活気やにぎわいを創出する基盤となるものであり、東御市においては標高差と特有の気候条件などの地域特性を活かした農産物の生産振興を図るとともに、農業基盤の整備・保全・活用と農業後継者の確保・育成を図りながら、産業としての農業が維持を目指し、持続可能で活気のあふれる明るいまちづくりを進めています。

※写真（鳥瞰）

2　市の現状

（1）人口推移と将来推計

人口は約 3.0 万人で、2005（平成 17）年をピークに人口は減少しています。人口ピーク時と 2050（令和 32）年の推計を比較すると、年少人口は約5割、生産年齢人口が約6割に減少し、老年人口は約 1.5 倍増加しています。

図表1　人口の推移と将来推計

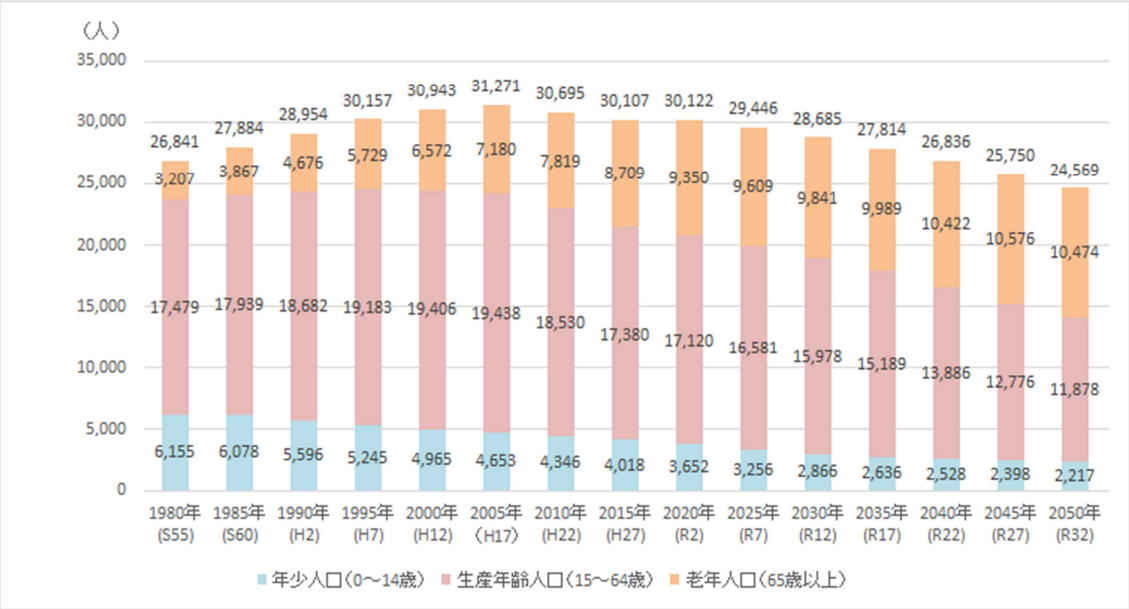

出典：国勢調査、社人研「日本の将来推計人口」

（2）地目別土地面積

市の土地利用面積は、農地（田・畑）が約1／4を占め、1／2以上は山林です。農地は転用され、年々宅地化が進んでいます。

図表2　地目別面積割合 2024（R6）年度

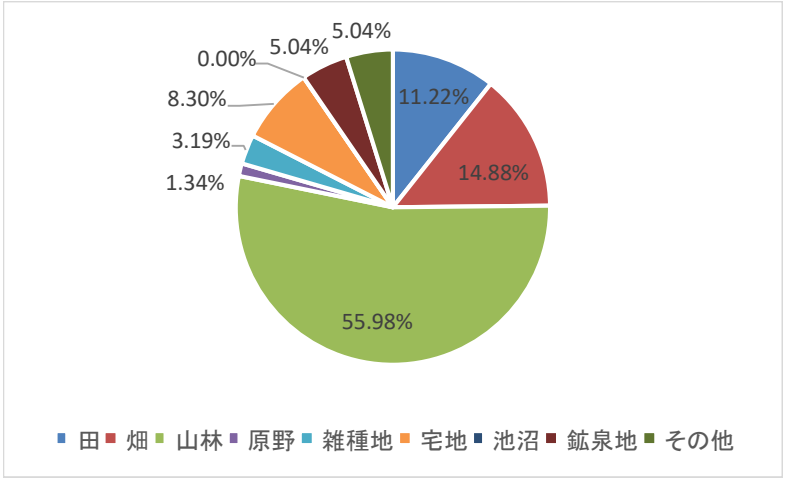

出典：固定資産の価格等の概要調書（東御市税務課）

（3）荒廃農地の状況

再生利用が困難な農地は 2019（平成 31）年までは減少傾向であったものの、2020（令和2）年以降は増加傾向であることがわかります。一方、遊休農地は、2019（平成 31）年までは横ばいだったものの、2020（令和2）年には減少に転じ、2021（令和3）年に急激な減少を見せ、それ以降は横ばいです。この図表3からは、遊休農地が復旧されるケースだけではなく、荒廃化により再生利用が困難な農地に計上されたことにより、復旧が困難な農地が増加していることが読み取れます。

なお、遊休農地の 2020（令和2）年から 2021（令和3）年にかけての大幅な減少は、御堂地区荒廃農用地復旧事業により、ほぼ再生利用が困難な農地化していた桑畑がワイン用ぶどう畑へ復旧した結果が含まれています。

図表3　荒廃農地の状況

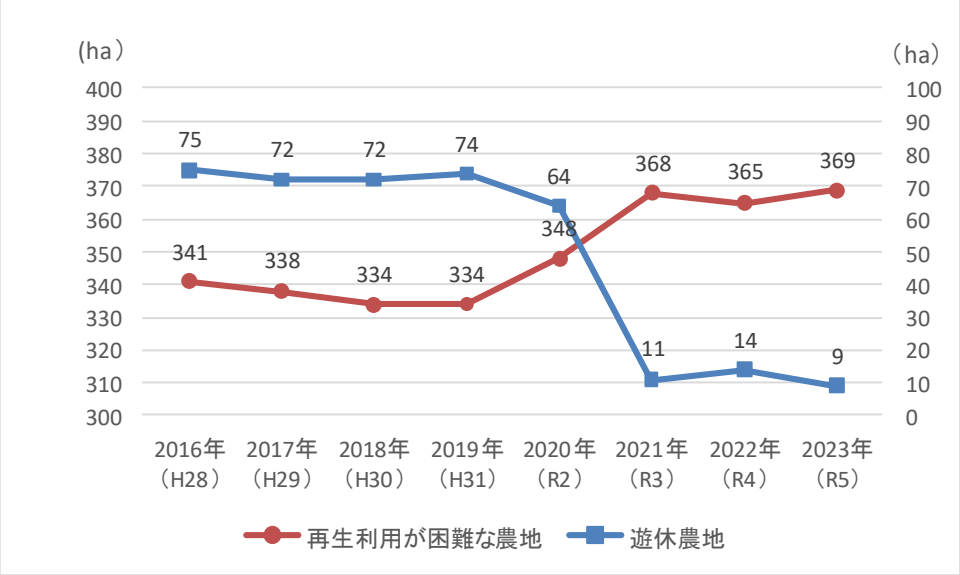

※遊休農地：荒廃度が低・中度で、トラクター等により耕起すれば利用可能な農地

※再生利用が困難な農地：荒廃度が重度で、重機を使用しなければ到底復旧できない農地

東御市農林課調べ

（4）農家戸数

農家戸数は 20 年間で約3／4まで落ち込み、今後も減少していくことが予想されます。

図表4　農家戸数

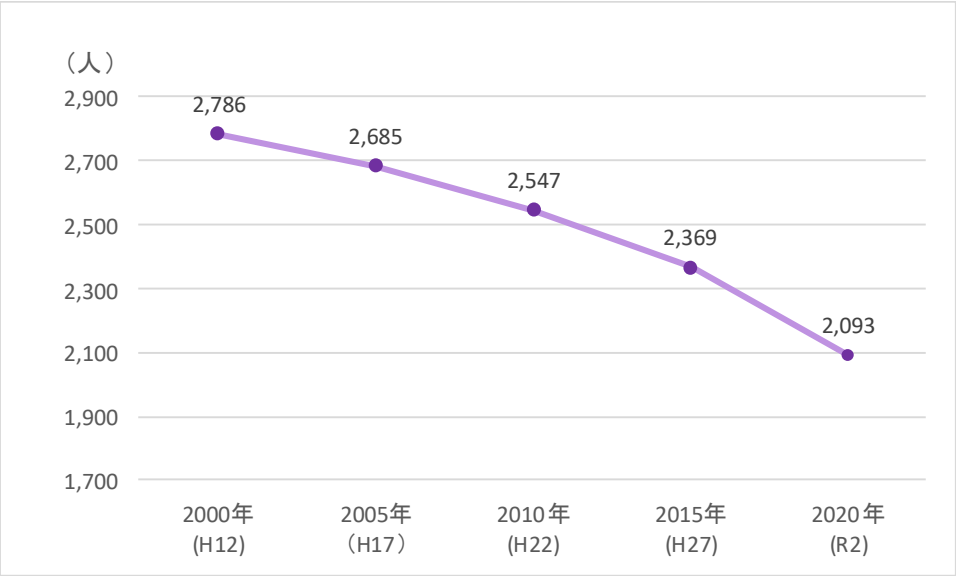

出典：農林業センサス 2020

（5）新規就農者数

図表5　新規就農者数（経営体）

単位：経営体

	2016年（H28）	2017年（H29）	2018年（H30）	2019年（H31）	2020年（R2）	2021年（R3）	2022年（R4）	2023年（R5）
新規就農者数	5	5	7	9	3	0	3	7

※青年等就農計画により市で認定した認定新規就農者経営体数のため、それ以外の経営体数は計上されていません。

東御市農林課調べ

（6）主要作物作付け面積等

穀物類では水稲が面積・収穫量共にほとんどを占めており、野菜に関しては白菜やレタス等の高原野菜が主要作物となっています。

図表6　主要作物作付面積等

	作付面積（ha）	10a当たり収量（kg）	収穫量（t）
水稲	768	606	4,650
大豆	88	131	115
小麦	30	387	116
そば	15	69	10

	作付面積（ha）	収穫量（t）	出荷量（t）
夏はくさい	14	757	683
夏秋キャベツ	6	260	229
春レタス	3	106	96
夏秋レタス	19	605	578
夏秋きゅうり	6	134	62
夏秋トマト	5	198	166

出典：農林業センサス 2020

（7）農業産出額

農業産出額は、米、野菜、果実がほとんどを占めており、中でもぶどうを中心とした果実が多く、今後もその傾向が続くことが予想されます。なお、下記品目「野菜」の中には、トウモロコシ、ブロッコリー、ジャガイモ等が含まれます。

図表7　農業産出額

単位：千万円

	品目	2018年（H30）	2019年（H31）	2020年（R2）	2021年（R3）	2022年（R4）
耕種	米	117	112	97	86	100
	麦類	0	1	1	1	－
	雑穀	0	0	0	0	0
	豆類	3	2	2	2	2
	いも類	16	19	26	29	23
	野菜	109	118	126	127	137
	果物	220	220	284	293	292
	花き	20	19	18	22	23
	工芸農作物	1	1	1	1	1
畜産	肉用牛	15	37	35	35	37
	乳用牛	26	22	20	21	20
	豚	－	－	－	－	－
	鶏	0	0	0	0	0

出典：市町村別農業産出額推計（e-stat）

（8）生食用ぶどう作付面積及び出荷量

生食用ぶどうの合計作付け面積は年々増加しています。シャインマスカットは作付面積、出荷量共に著しく増加しており、ナガノパープル、クイーンルージュ®は微増です。

一方で、市の農業の基幹作物として育まれてきた巨峰（有核・無核）は作付け面積・出荷量共にここ数年で1／3程度まで減少しています。

図表8　生食用ぶどう作付け面積

単位：a

	2018年（H30）	2019年（H31）	2020年（R2）	2021年（R3）	2022年（R4）	2023年（R5）
有核巨峰	3,916	3,042	2,407	1,975	1,589	1,421
無核巨峰	2,743	2,781	2,396	2,072	2,037	1,771
シャインマスカット	1,646	2,499	3,240	3,884	4,794	5,263
ナガノパープル	804	918	955	973	1,084	1,121
クイーンルージュ®			147	263	605	848
その他	676	734	688	766	749	692
合計	9,785	9,973	9,833	9,933	10,858	11,116

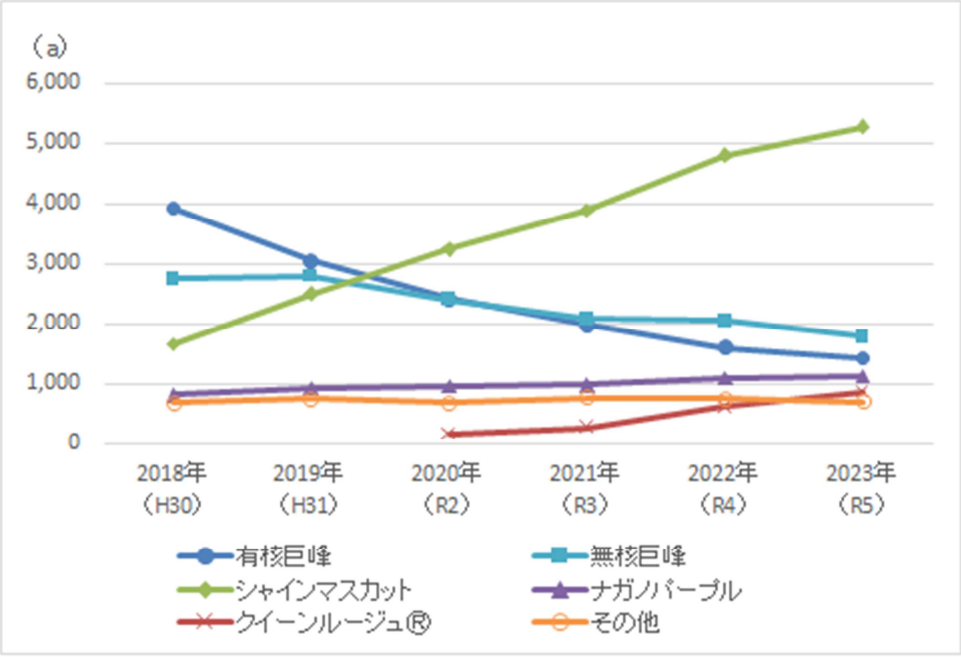

※クイーンルージュ®の 2018（H30）年、2019（H31）年集計データなし

信州うえだ農業協同組合東部ぶどう部会調べ

図表9　生食用ぶどう出荷量

単位：kg

	2018年（H30）	2019年（H31）	2020年（R2）	2021年（R3）	2022年（R4）	2023年（R5）
有核巨峰	147,036	110,288	79,448	64,984	53,796	36,428
無核巨峰	132,504	119,176	85,000	70,904	65,816	55,440
シャインマスカット	89,744	112,044	132,268	140,608	212,536	217,540
ナガノパープル	45,564	48,384	48,056	52,232	46,308	47,924
クイーンルージュ®				1060	2464	6992
その他	13,920	13,524	8,884	8,456	7,860	7,060
合計	428,768	403,416	353,656	338,244	388,780	371,384

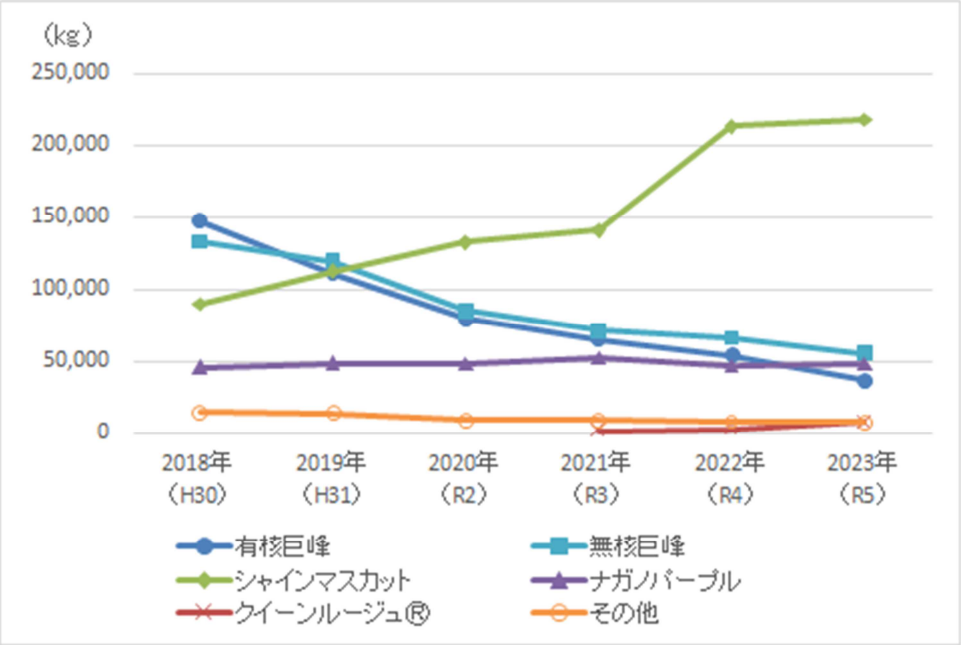

※クイーンルージュ®の 2018（H30）～2020（R2）年集計データなし

信州うえだ農業協同組合東部ぶどう部会調べ

（9）ワイン用ぶどう栽培状況

圃場面積、植付面積、収穫樹面積の全てが増加傾向にあります。特に、2020（令和2）年度から祢津御堂ワイン用ぶどう団地造成事業の推進により、圃場面積、植付面積、収穫樹面積の順に段階的に増加しています。今後、圃場面積の大幅な増加を見込めない中でも、それに占める植付面積と収穫樹面積の割合が高まっていくことで、ワイン用ぶどう生産量の増加が見込めます。加えて、市内確保上の定植樹が更なる成熟をしていくことで、ワイン生産量自体の増加傾向が続くことが予想されます。

図表 10　ワイン用ぶどう面積等

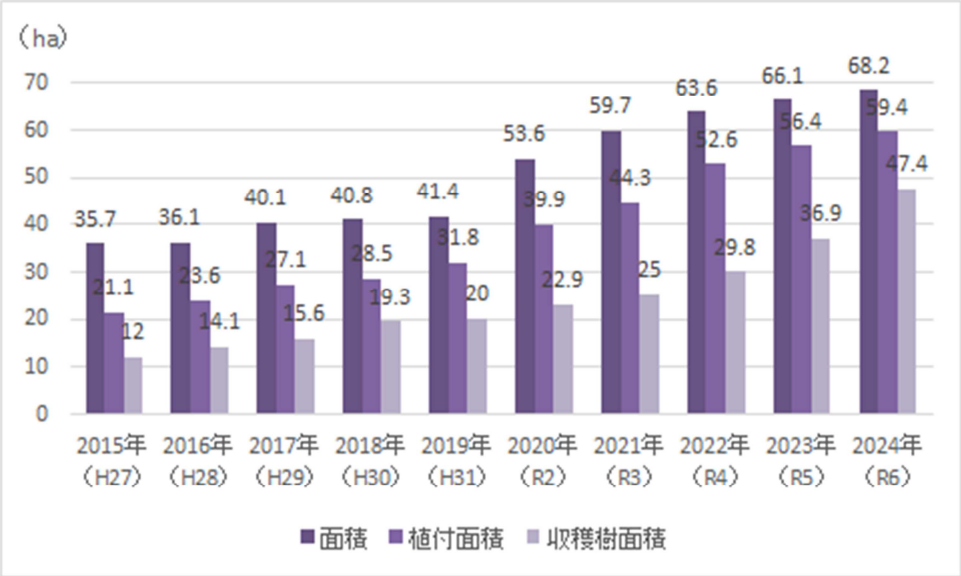

図表 11　ワイン用ぶどう収穫量

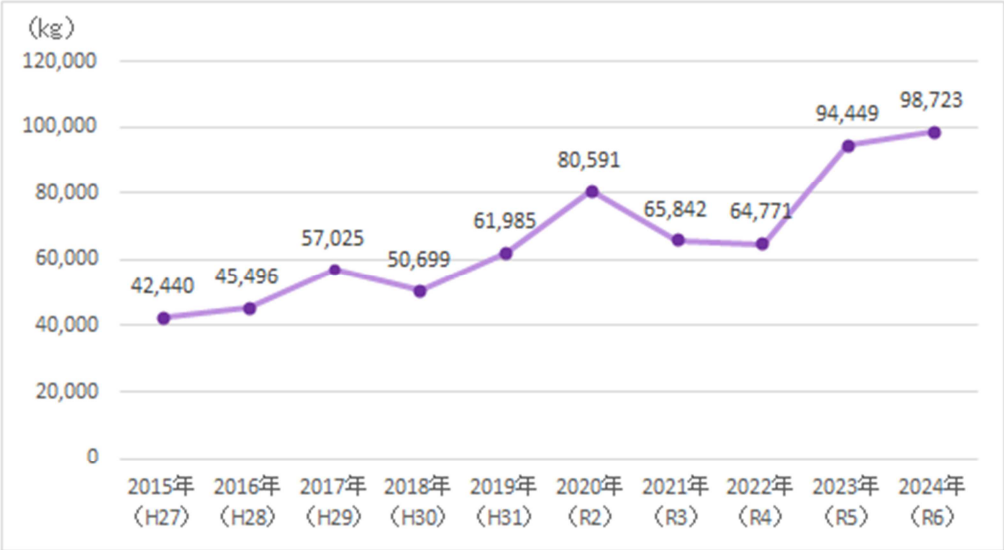

東御市農林課調べ

(10)ワイン出荷額、ワイン生産本数

出荷額、生産本数共に増加傾向です。しかし、ワイン用ぶどうの収穫量とワインの出荷額や生産本数は比例するとは限らず、品種搾汁率、醸造方法等、様々な要素が関係しています。また、生産したワイン用ぶどうのうちどのくらいの量を自身でワインにするか、生産したワインのうちどのくらいの量を出荷するかは生産者ごとに異なり、さらに金額も異なるため、出荷額及び生産本数は複数年のデータにより相対的な分析が必要になります。

図表 12　ワイン出荷額及び生産本数

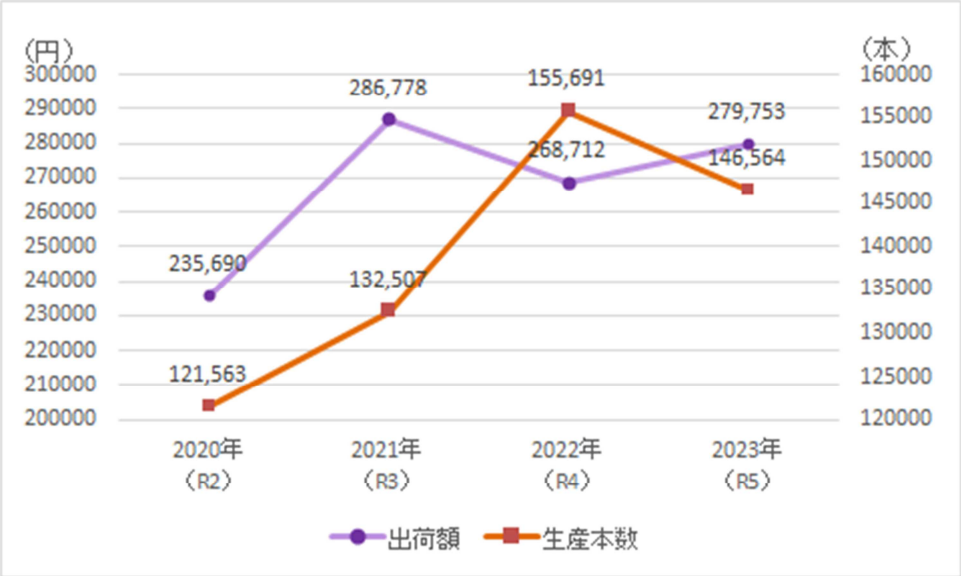

東御市農林課調べ

3　地区別概況

市内全域において、山間地域や川沿い地域に、狭小な農地及び形状の悪い農地が点在している傾向があります。今後、その農地に関して将来的に守るべき農地であるのか、基盤整備等を行い中心経営体に担ってもらうのか検討をしていく必要があります。

（1）田中地区

市の中央に位置し、千曲川北岸を東西に広がる標高 500～600m の比較的平坦な地帯です。南西部の千曲川北岸沿いの平坦部に広がる水田地帯、西海野地域の果樹地帯、加沢地域の畑地帯が主なほ場となっています。

住居及び商業地域の割合が高く、狭小な農地及び形状の悪い農地が点在しています。

（2）滋野地区

市の東部に位置し、標高 520～1,000m の南傾斜の日当たりの良い地帯です。南部から中西部にかけて水田地帯、中屋敷のぶどう団地を中心に、東部一帯にかけて果樹（ぶどう）地帯、その周りに畑が点在しています。

（3）祢津地区

市の中北部に位置し、標高 565～1,200m で、南傾斜の日当たりの良い地帯です。概ね南西部と南東部に果樹地帯、北部に畑地帯が広がっています。

祢津御堂地区においては、御堂地域活用構想に基づき、約 28ha のワイン用ぶどう団地の整備が行われ、その一角にはワインをテーマに祢津地域の魅力を発信するランドマーク「地域産物販売促進施設（ワインテラス御堂）」を 2024（令和6）年に設置しました。

（4）和地区

市の西部に位置し、標高 520～1,000m で扇状地の西端で南傾斜の日当たりの良い地帯です。中南部は果樹（りんご、ぶどう）地帯、中央部と東部は水田地帯となっています。

温泉施設「湯楽里館」内の「ワイン＆ビアミュージアム」では、市内産ワイン等の展示・販売、試飲が行えます。また、その近隣には、施設園芸を中心に新規就農者を育成する施設が令和５年度に整備されました。

（5）北御牧地区

標高 650～830m で、東部に位置する御牧原地域は畑、その他の地域は水田が多く、八重原地域で生産される「八重原米」は、全国にはほとんど出回らないご当地ブランド米です。

長野県から取得した御牧原の「旧北御牧試験地」では、今後、ワインを基軸とした地域振興の実現に向け、ワイン用ぶどうについての研究・検証、ワイン醸造のほか、新たな産業や農福連携事例の創出を推進するための施設を建設予定です。

第3章　基本理念

1　基本理念と施策

「豊かな農・食文化を育み、『ほどよく、田舎。』を醸すまちづくり」

食料・農業・農村基本法の第1章第2条及び第6条において、「食料については、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものである」「食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない」「農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることに鑑み、農村の人口の減少その他の農村をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、地域社会が維持され、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない」とあり、生命維持に欠かせない食と農が密接な関係にあり、需要に呼応して共に発展・高度化する必要があることが確認されています。

東御市は、「基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」（同章第9条より）地方自治体として、「活力ある産業を育み、若者がつどう豊かなまち」（東御市民憲章より）、「人と自然にやさしい豊かな暮らしを実感できるまち」（第3次東御市総合計画より）、「魅力と活力があふれる産業のまち」（第3次東御市総合計画より）を目指しており、農業分野においては、先人が育み、守り、繋いできた豊かな農・食文化を育み、さらに他分野へ、そして次世代へと繋ぐことにより、『ほどよく、田舎。』を醸すまちづくりを強力に進めます。

2　計画の体系

第3次東御市総合計画では、基本目標Ⅳを『魅力と活力があふれる産業のまち～暮らしを豊かにする産業を育て、まちの魅力を高める～』としており、それを実現するための手段として、3つの政策を掲げています。

第3次農業振興計画では、そのうちの「政策Ⅳ-1　地域の魅力を高める農林業の振興」を軸に基本理念を定め、3つの項目を基本施策とし、その下の 20 の個別施策を展開することで、生産者、販売者、消費者、事業者、教育機関及び市がそれぞれの役割を果たし一体となることで、農業振興を図ります。

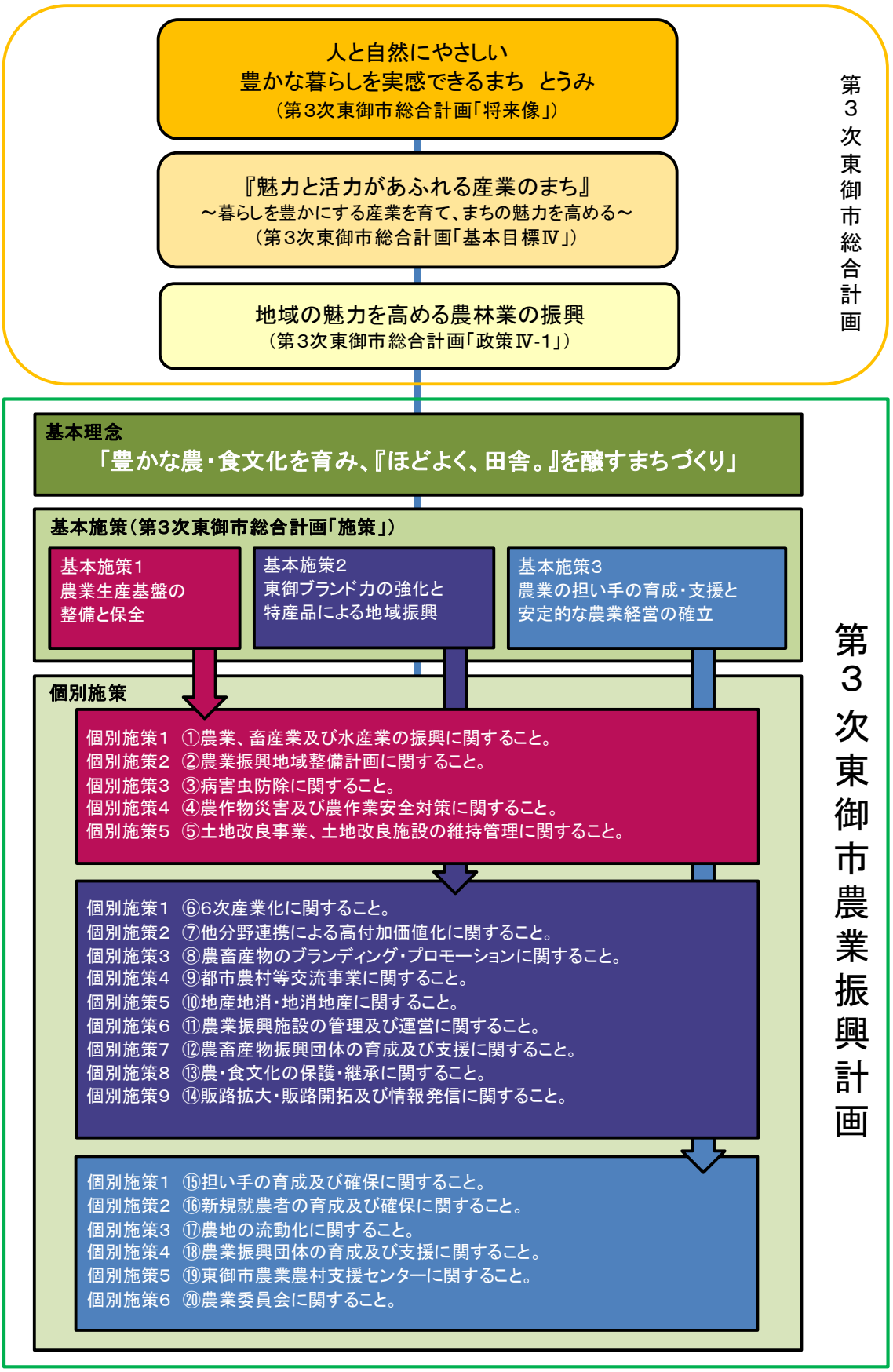
人と自然にやさしい
豊かな暮らしを実感できるまち　とうみ
（第3次東御市総合計画「将来像」）
『魅力と活力があふれる産業のまち』
～暮らしを豊かにする産業を育て、まちの魅力を高める～
（第3次東御市総合計画「基本目標Ⅳ」）
地域の魅力を高める農林業の振興
（第3次東御市総合計画「政策Ⅳ-1」）
第３次東御市総合計画
基本理念
「豊かな農・食文化を育み、『ほどよく、田舎。』を醸すまちづくり」
基本施策（第3次東御市総合計画「施策」）
基本施策1
農業生産基盤の
整備と保全
基本施策2
東御ブランド力の強化と
特産品による地域振興
基本施策3
農業の担い手の育成・支援と
安定的な農業経営の確立
個別施策
個別施策1　①農業、畜産業及び水産業の振興に関すること。
個別施策2　②農業振興地域整備計画に関すること。
個別施策3　③病害虫防除に関すること。
個別施策4　④農作物災害及び農作業安全対策に関すること。
個別施策5　⑤土地改良事業、土地改良施設の維持管理に関すること。
個別施策1　⑥6次産業化に関すること。
個別施策2　⑦他分野連携による高付加価値化に関すること。
個別施策3　⑧農畜産物のブランディング・プロモーションに関すること。
個別施策4　⑨都市農村等交流事業に関すること。
個別施策5　⑩地産地消・地消地産に関すること。
個別施策6　⑪農業振興施設の管理及び運営に関すること。
個別施策7　⑫農畜産物振興団体の育成及び支援に関すること。
個別施策8　⑬農・食文化の保護・継承に関すること。
個別施策9　⑭販路拡大・販路開拓及び情報発信に関すること。
個別施策1　⑮担い手の育成及び確保に関すること。
個別施策2　⑯新規就農者の育成及び確保に関すること。
個別施策3　⑰農地の流動化に関すること。
個別施策4　⑱農業振興団体の育成及び支援に関すること。
個別施策5　⑲東御市農業農村支援センターに関すること。
個別施策6　⑳農業委員会に関すること。
第３次東御市農業振興計画

3　重要業績評価指標（KPI）

東御市農業農村支援センターと連携しながら農地中間管理事業の活用などにより、これまでに担い手農家へ約 558ha の農地の集積が進んでいます。今後は、担い手農家の経営の改善・効率化に向けて、将来の農地をどのように活用するかを定める目標地図等を作成し、農地の集約化を進めていく必要があります。また、圃（ほ）場[6]整備等が実施された優良農地内の遊休荒廃化が散見されることから、これらの農地を復旧していく必要があります。

ワイン用ぶどうの作付面積は 59.4ha に拡大し、ワイナリーも 15 軒となり、これまで順調に増加しています。このワインを基軸として、市内産の農産物や加工品のPRや販路開拓を積極的に行うことで、農産物のみならず東御市のブランド力を高め、農業で稼げる環境を創出していくことが必要です。

果樹栽培を中心に、1999 年（平成 11）年から 2023（令和5）年まで 83 経営体が新規就農しており、2019（平成 31））～2023（令和5）年度の直近5年間では、22 経営体が新規就農しています。認定農業者[7]については、概ね 100 経営体前後で推移しています。農業従事者が減少する中で、中核的農家[8]の確保や法人化等による経営の強化が求められます。農業用排水路・農道などの農業施設は、設置からの経過年数が長いものが多く、適正な維持管理と施設の更新が必要です。

	項目	2023（令和5）年度 実績値	2029（令和 11）年度 目標値
1	農業経営体の法人化数（法人）	45	50
2	新規就農者数（人）	7	3

※写真

※写真

[6]圃（ほ）場：農作物を栽培するための場所のこと。水田や畑などを包括する言葉。

[7]認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が農業経営の改善計画を認定した農業者法人のこと。

[8]中核的農家：60 歳未満で年間 150 日以上農業に従事する期間男子農業専従者がいる農家のこと。

4　総合計画における重点プロジェクトの推進

第3次東御市総合計画との整合性を図るため、基本施策・個別施策・具体施策共通の重点として、「DX」、「ゼロカーボン」、「子育て・子育ち」を取り入れた事務事業を展開します。

DX	・デジタル技術を活用した生産性の向上や効率的な農業の推進 ・農地情報のデータ化による効率的な管理
ゼロカーボン	・環境保全型農業の推進 ・農業施設における再生可能エネルギーの導入の検討 ・森林資源の保全と有効活用
子育て・子育ち	・農業体験の充実と地産地消・食育の推進

※写真（DX）

※写真（ゼロカーボン）

※写真（子育て・子育ち）

第4章　施策の課題と方策（事業）

基本施策1　農業生産基盤の整備と保全

基本施策の方向性

農業生産の基盤である農地や道水路の保全・管理を適正に行い、長寿命化を図ります。

また、農地中間管理機構などを有効活用して、認定農業者をはじめ、地域の多様な担い手農家への農地の集約・集積を図り、持続可能な農業・農村の体制構築を推進します。

現状と課題

市内の耕作地の大部分が中山間地にあり、平野部の大規模な土地利用型農業[9]と比較するとその生産効率は低いものとなっています。また、食品の偽装表示、農産物の残留農薬、放射性物質汚染問題など食の安全に関する問題報道がされており、消費者は、生産から流通における安全・安心への取組みを強く望んでいます。そして、荒廃農地は生産効率の低い山間地に多く生じる傾向にあるとともに、鳥獣被害の発生などによる営農意欲の低下が懸念されています。

個別施策1　①農業、畜産業及び水産業の振興に関すること。

①-A

農業基本条例第4条に定められた基本理念のもと、本計画における個別施策を推進することで、第3次東御市総合計画の重要業績評価指標、成果指標の達成状況を確認し、事業の進捗管理や成果の検証を行います。

主な事業等

- 農業基本条例の運用管理
- 農業振興計画の進捗管理

①-B

農業における機械、設備、肥料など多岐にわたるコストに対するサポート、安心・安全な農産物の生産と供給、農用地の有効利用及び中核的農家の育成、環境に配慮した循環型農業の推進、スマート農業技術による新たな生産方式の導入等時代に即した農業の技術実証から現場への実装を図るため、補助金等による資金面での支援を行います。

主な事業等

- 農業経営基盤強化促進（農業経営基盤強化資金利子助成補助金、農地流動化助成事業補助金等）

[9]土地利用型農業：土地の広さを活用して営農を行う農業生産の方式のこと。

- 環境にやさしい農業の推進（環境保全型農業直接支払交付金、堆肥活用補助）
- 農業振興補助金
- 農業近代化推進
- 農業技術者連絡協議会によるスマート農業実演会等の開催
- スマート農業技術活用促進法に基づく施策の推進

①-C

畜産物の高付加価値化、安全安心な畜産物の生産の推進を支援を行います。また、経営所得安定対策事業等の国の支援制度を活用し、主食用米の適正生産を推進することで、米価の安定を図り、農家の所得安定に取り組むとともに、自給率の低い麦や大豆などの作物の生産拡大を推進します。

主な事業等

- 畜産振興及び家畜衛生（家畜自衛防疫協議会、湯の丸牧場運営協議会、消毒者利用組合）
- 養蜂
- 米政策及び食料管理（農業再生協議会）

個別施策2　②農業振興地域整備計画に関すること。

農業振興地域整備計画及びその変更（農振除外申請等）に関すること、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に配慮したうえで、市土地利用構想における農用地の調整に関することについて東御市農業振興審議会[10]での調査、審議により、生産の基盤である農用地等の確保を図ります。

主な事業等

- 農業振興地域整備計画の重要変更
- 農業振興審議会の運営

個別施策3　③病害虫防除に関すること。

アメリカシロヒトリ等の病害虫防除対策の情報発信と駆除作業用の動力噴霧器の貸出、防除作業員の斡旋を行います。

農業協同組合などの関係団体と連携し、黒斑細菌病等に対する防除対策の情報発信を行い地域内での被害防止を推進します。

主な事業等

- アメリカシロヒトリ防除対策
- くるみ新病害対策

個別施策4　④農作物災害及び農作業安全対策、盗難防止対策に関すること。

豪雨、凍霜害、雹害、雪害等自然災害の情報をいち早く捉え、農業者等に周知し、被害を未然に防げるよう情報発信を行います。

広報活動による農作業事故・盗難被害防止のための情報発信を行います。

東御市鳥獣被害防止計画に則った予防対策及び個体数調整、生息地管理を実施・活動への支援を行い、野生鳥獣による被害の軽減を図ります。

主な事業等

- 農業災害対策
- 農作業安全対策、農作業事故対策
- 盗難対策
- 野生鳥獣被害対策

[10]東御市農業振興審議会：農業振興地域整備計画やその変更、土地利用計画における農用地の調整に関する事項等について調査審議する組織。

※写真（啓発活動）

個別施策５　⑤土地改良事業、土地改良施設の維持管理に関すること。

農業生産における基礎的な資源である農地や農業用水路等の生産基盤を強化、維持することで、生産性の向上や農地の集積・集約化、効率化を図ります。また、それらの管理を適正に行うとともに、土地改良施設の更新・長寿命化を図ることで、持続可能な農業・農村の体制構築を推進します。

主な事業等

- 農業用施設維持管理（災害復旧）
- 土地改良事業補助金
- 多面的機能支払交付金事業
- 防災重点農業用ため池耐震性評価の実施

基本施策2　東御ブランド力の強化と特産品による地域振興

基本施策の方向性

栽培方法・適地の検証や品種改良等関係機関と連携した栽培振興をはじめ、農業生産を維持・拡大していくため、クルミ等の特産品やワインを基軸として農産物や農産物加工品のブランド力を更に強化することを目指し、生産支援はもとより、様々な媒体等を通じた PR を行うとともに、販路開拓を支援します。

また、農産物特産品とこれを用いた6次産業化を発展させて、地域の文化、歴史、景観などの多様な地域資源と融合させ、かつ、福祉政策との政策間連携を充実させて、新たな付加価値を創出する事業に取組みます。

現状と課題

農畜産物に対する安全・安心志向が高まることに加え、消費者のニーズは多様化しています。「価値のあるものは、価格が高くても購入」する傾向もあり、産業構造も「大量生産大量消費」から「少量生産多品目消費」、「エシカル消費[11]」へ変化しています。農畜産物そのものを消費するだけでなく、6次産業化や高付加価値化により多様なニーズへの対応、そして稼げる農業へと進化する必要があります。また、農業は人間の生活の基盤であることからすそ野が広く、他分野が身近な産業であることを鑑みて、「農業」×「〇〇」といった他分野連携に積極性を持ち、地域の農業を深化させる必要があります。

個別施策1　⑥6次産業化に関すること。

6次産業化を総合的に推進するため、農業者等が単独又は共同の事業として、市内産農畜産物等の生産及び加工又は販売を一体的に行い、その価値を高め、又はその新たな価値を生み出すことにより、自らの事業の多角化及び高度化に取り組む事業に対して、また、農業と商業・工業・福祉・金融・観光・まちづくり等の他分野連携を図る事業に対して補助金を交付します。

ワインやチーズ、ビール等を市内6次産品の好例として取り上げ、1次産業側から2次産業・3次産業へのアプローチにより該当事業者を支援することで産業全体の活性化を図り、新規事業者の参入を狙います。

主な事業等

- 6次産業化推進（農業振興計画、6次産業化推進協議会）
- 6次産業化相談
- 1次産業の農業者団体と2次、3次産業との異業種団体間のマッチング支援
- 6次産業化・農商工福金連携推進補助金

[11]エシカル消費：地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費活動のこと。

個別施策2　⑦他分野連携による高付加価値化に関すること。

農業のすそ野の広さを活かして、商業・工業・福祉・金融・観光・まちづくり等他分野との連携を推進し、様々な主体と協働することで新たな価値を創造します。積極的に他分野との交流を行うことで「農業」×「〇〇」の組み合わせを探り、地域の農業を深化させます。また、それらの連携は行政だけでなく産学域との連携により更なる広がりを求めます。

主な事業等

- 大学等との連携による教育・普及活動（信州大学等との包括的連携に関する協定等）
- 小中学校・高等学校等における農作業体験を通じたシビックプライド[12]の醸成
- 農・食資源を活用したガストロノミー・ツーリズム[13]
- 観光資源とワイン文化を融合させた魅力的なワイン・ツーリズム[14]化
- 市内飲食店への地元産ワインの持ち込み（B．Y．O[15]）推進

個別施策3　⑧農畜産物のブランディング・プロモーションに関すること。

東御市は、品質が高く魅力ある農畜産物や豊かな農・食文化のほか、高い生産技術を持つ生産者など多くの資源があり、こうした有形・無形の農・食資源は農業の維持・活用だけでなく様々な6次産業化への発展の可能性を秘めています。有核巨峰をはじめとするブドウやクルミ、コメ、そしてワインを中心に「とうみブランド」を確立し、6次産業化等の高付加価値化やシティプロモーションと一体となった市内外でのプロモーションに取組みます。

主な事業等

- 巨峰の王国まつり
- とうみ巨峰倶楽部
- 信州ワインバレー構想推進協議会
- 千曲川ワイバレー特区連絡協議会
- サンファームとうみでのクルミの苗木育成に関する研究、その成果の普及
- 「GLOBAL　G.A.P[16]」取得の推進によるブランド価値向上
- 市内外のイベント等での出張ワイン提供
- 良食味米[17]の生産、「八重原米」、「風さやか」等の地域ブランド米の栽培推進支援
- サンファームや中屋敷ぶどう団地等での有核巨峰の保存

---

[12]シビックプライド：住民の地位に対する愛情や誇り。

[13]ガストロノミー・ツーリズム：その土地の気候風土が生んだ食材、習慣、伝統などにより育まれた食を楽しみ、旅すること。

[14]ワイン・ツーリズム：ブドウ畑やワイナリーなどワインの産地を巡り、その地域の食事とワインを楽しむこと。

[15]B・Y・O：レストランなどの飲食店にワインを持ち込んで飲むこと。

[16]GLOBAL　G.A.P：ヨーロッパを中心に世界 120 カ国以上で実践されている世界基準の農業認証。

[17]良食味米：食用作物において「おいしさ」を構成する複数の判断指標を総合して示す「食味」が優れている品種。

個別施策4　⑨都市農村等交流事業に関すること。

友好都市である東京都大田区をはじめとして、秋田県美郷町、宮城県東松島市、新潟県上越市等との都市農村交流を継続し、特に大田区との東御市産農畜産物を通じた交流を活発化させることで、交流・関係人口の増加や農畜産物振興を図ります。また、アメリカ合衆国オレゴン州ジェファーソン郡マドラス市、モルドバ共和国等の海外との交流を活かし、ワインやチーズ、牛肉等の世界で戦える農畜産物の売り込みに積極的な生産者等を支援、相談強化を行います。

主な事業等

- グリーンツーリズム[18]
- 友好都市交流事業
- 大田区内小中学校の移動教室事業・学校給食納品支援

※写真（グリーンツーリズム）

[18]グリーンツーリズム：都市居住者などが農場や農村で休暇・余暇を過ごすこと。

個別施策５　⑩地産地消・地消地産に関すること。

市内で生産された農畜産物を市内で消費することを推進する（地産地消[19]）と同時に、消費者が生産者の顔を見て、コミュニケーションを取り、体験し、農畜産物を入手し、食す機会を設ける（地消地産[20]）ことで、農業の活性化及び関連産業の活性化という相互効果を図ります。地産地消・地消地産は保管や輸送の面において環境にやさしく、鮮度や金額の面において生産者にやさしい取組みであり、物理的距離を縮めることで心理的距離を縮め、地元農畜産物への愛好を通して東御市への愛着心を養います。

主な事業等

- 地産地消・地消地産
- 市内学校給食での地元産農畜産物の利用促進
- 県等と連携した食育事業
- 小中学校等における農作業体験（ワイン用ぶどう栽培、くるみ収穫等）
- 耕畜連携をはじめとした循環型農業[21]の推進

※写真（食育事業）

[19]地産地消：地域で生産された農産物や資源などをその地域で消費すること。

[20]地消地産：地元で消費される農作物や資源などをその地域で生産すること。

[21]循環型農業：化学肥料や農薬の使用を抑え、資源を循環させて環境への負荷を軽減する農業のシステムのこと。

個別施策6　⑪農業振興施設の管理及び運営に関すること。

市内に数ある農業振興施設について、その設置目的や運営趣旨を理解し、必要に応じて改正を加え、市民への周知や利用促進支援に努めます。また、運営については、指定管理者等の効率的かつ経済的な民間知見を活かした適切な運営を行い、地域組織との協働により、農業振興及び地域振興の拠点としての利活用を探ります。消費者が生産者を身近に感じることのできる農産物直売所のあり方を検討し、市内農産物直売所の活性化を支援します。

主な施設や事業等

- ワイン＆ビアミュージアムのミュージアム機能強化
- ワイン＆ビアミュージアム等でのワイン文化振興セミナーの開催
- ワイン＆ビアミュージアム等での生産者主導イベントの支援
- 東御市地域産物販売促進施設（ワンテラス御堂）の地域活用
- 旧北御牧試験地（御牧原ワインラボ（仮称））の開発
- 東御市集落広場施設（憩いの家）
- 道の駅雷電くるみの里との連携
- 東御市農産物加工施設（味の里とうみ）
- サンファームとうみ
- アグリビレッジとうみ

※写真（旧北御牧試験地）

※写真（味の里とうみ）

個別施策7　⑫農畜産物振興団体の育成及び支援に関すること。

生産者等が主体となり農畜産物の生産向上や加工等活用、PR 活動を行う農畜産物振興団体について、会議やイベント等に積極的に参加することで活動理念や課題等を把握し、必要に応じて支援策を検討します。主に、事務作業の一部を支援する他、農業振興補助金（農業団体育成事業補助金、地域産品振興事業補助金）により、団体の実施する事業の費用の一部を支援します。

主な団体等

- アグリビレッジとうみ活性化推進会議
- 東御ワインぶどう協議会
- 東御ワインクラブ
- 祢津御堂ワイン用ぶどう団地管理組合
- 御堂地域活用構想推進協議会
- くるみ会議

※写真（アグリビレッジ）

※写真（御堂協）

個別施策8　⑬農・食文化の保護・継承に関すること。

豊かな農・食文化を保護することを目的に、生産者やそれを支援する人材のリスト化（農・食人財バンク（仮称））に挑戦します。作成したリストをもとに人材をつなぎ、民間力を活用した協働により農・食文化を醸成し、地域の子どもたちや移住者等に共有することで農・食文化の継承や新規開拓に取組みます。また、その先にある新たな視点から生まれる創造を大切にし、事業、産業、文化の流れを育みます。

主な事業等

- 農・食文化の調査・保護、醸成・継承、創造・発信
- 農・食人財バンク（仮称）の創設

※写真（おやき）

※写真（くるみ菓子）

個別施策9　⑭販路拡大・販路開拓及び情報発信に関すること。

直売所新規参入やECサイト[22]開設、ふるさと納税返礼品の提供、首都圏等への販路拡大・販路開拓等の販売チャネルの多角化を支援します。また、市内には小規模生産者が多いため、販路拡大・販路開拓が生産者の過度な負担とならないよう注意し、生産者の業務の一端を代行支援できる体制を構築します。

市や各施設のホームページを充実させるとともに、地域おこし協力隊や農・食人財バンク（仮称）メンバーによるSNS等を活用した多様な情報発信により、若い世代への浸透や新たな広がりを図ります。

主な事業等

- 販路拡大・販路開拓（都市圏、海外等）
- 長野県農産物等輸出事業者協議会等、関係団体との連携の強化による輸出サポート
- ホームページ、SNS等の電子媒体を活用した情報発信及び情報収集

[22]ECサイト；インターネット上で商品やサービスの販売を行うWebサイトのこと。

※写真（チーズ）

※写真（販路拡大事業）

基本施策3　農業の担い手の育成・支援と安定的な農業経営の確立

基本施策の方向性

市内の農業・農村を持続可能なものにするため、次世代の多様な担い手が充実しているまちの実現を目指し、新規就農者、認定農業者及び法人経営体などを育成・確保し、安定的な農業経営を確立できるよう支援します。農業協同組合、農業団体、関係機関と連携し、経営相談窓口の設置や経営基盤強化に向けた支援を充実します。

現状と課題

東御市の総人口の減少とともに、農家戸数及び農家人口の減少傾向により、深刻な担い手不足を招く恐れがあります。

個別施策1　⑮担い手の育成及び確保に関すること。

これまで市及び市農業農村支援センター、農業協同組合で連携して取組んできた、担い手、農家後継者の育成及び確保を継続し、さらに、販売農家[23]、自給的農家[24]、法人、集落営農[25]等の多様化する農業スタイルのニーズに対応するための施策展開を図ります。

また、東御市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、地域の担い手農家が作成する「経営改善計画」を市が認定し、計画達成に向けて農業を営む認定農業者に対して重点的に支援を行います。そして、地域が目指すべき将来の農地の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設等の導入を支援します。

主な事業等

- 経営相談・支援
- 経営実態と発展方向を踏まえた法人化の推進
- 認定農業者制度・経営改善計画
- 農地利用効率化等支援交付金
- 農業貸付資金の利子補給
- 担い手確保・経営強化支援事業
- 農地の利用調整（農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業）
- 中山間地域等直接支払制度・多面的機能支払交付金制度

[23]販売農家：経営耕地面積が 30a 以上または農産物販売金額が 50 万円以上の農家のこと。
[24]自給的農家：経営耕地面積が 30a 未満かつ農産物販売金額が 50 万円未満の農家のこと。
[25]集落営農：集落など地縁的にまとまりのある一定の地域の農家が農業生産を共同して行う営農活動のこと。

個別施策２　⑯新規就農者の育成及び確保に関すること。

これまで市及び市農業農村支援センター、農業協同組合で連携して取組んできた、新規就農者の育成及び確保を継続し、さらに、新規就農相談から経営の開始・発展までの包括的な支援を行います。

また、就農者住宅及び就農トレーニングセンター、新規就農者等育成施設の計画的な利用により、新たな担い手を誘い、育て、市内における農業基盤強化を図ります。

主な事業等

- 新規就農相談・支援
- 長野県新規就農者里親研修事業
- 認定新規就農者制度
- 新規就農者育成総合対策事業補助金
  （経営発展支援事業、就農準備資金、経営開始資金、雇用就農資金）
- 就農者住宅及び就農トレーニングセンターの管理運営
- 新規就農者等育成施設管理・運営（上ノ山）

※写真（アグリビレッジ）

個別施策3　⑰農地の流動化に関すること。

農用地の流動化を促進し、農用地の有効利用及び中核的担い手農家の育成を図ります。市、農業協同組合、農業者、地域の関係者の話合いにより策定された地域計画[26]及び目標地図[27]に基づき、農地の集積・集約化や農業者の営農支援を行います。個人間等の農用地等の権利移動に直接介入し、農業経営の規模拡大、農地の集団化等農地保有の合理化を促進するとともに、遊休荒廃農地の発生防止や多面的機能の保全・復旧を支援します。また、農業者以外の市民の方へ対して、農業に対する理解の醸成を図ります。

主な事業等

- 農地相談・支援
- 地域計画の推進・見直し
- 農地中間管理事業
- 市民農園の管理
- 農地流動化助成金

個別施策4　⑱農業振興団体の育成及び支援に関すること。

生産者等が主体となり、農村社会の健全な発展や東御市農業の飛躍的発展等を目的として、自主的活動による研究、情報交換、会員相互の親睦等に取り組む農業振興団体について、会議やイベント等に積極的に参加することで活動理念や課題等を把握し、必要に応じて支援策を検討します。主に、事務作業の一部を支援する他、補助金等交付により、団体の実施する事業の費用の一部を支援します。

主な団体等

- 農業者グループ協議会
- 北御牧創農会
- 農業青年クラブ
- 地区農業者団体
- 農村女性ネットワークとうみ

---

[26]地域計画：農業者や地域住民などによる話し合いを経て、農業の将来の方向性を示す計画のこと。

[27]目標地図：地域の農地の効率的かつ総合的な利用を図るために、誰が度の農地を利用していくのかを一筆ごとに定めた地図のこと。

個別施策5　⑲東御市農業農村支援センターに関すること。

農業関係機関、団体及び農業者等が結集し、地域の農業振興に対する企画・調整・支援機能を発揮し、計画的な農業振興施策を講じることにより、地域の実態に即した担い手の育成・確保と経営改善支援に取り組むとともに、耕作放棄地の再生利用等による担い手への利用集積を図ることで、望ましい農業構造の確立と、活力ある豊かな農業・農村を築くため、東御市農業農村支援センターの活動を支援します。

主な事業等

- 東御市農業農村支援センター運営補助

個別施策6　⑳農業委員会に関すること。

農業委員会は委員をもって組織し、農業委員会等に関する法律第6条に定められている、農地法その他の法令によりその権限に属させられた農地等の利用関係の調整に関する事項等の所掌事務を行います。

主な事業等

- 農業委員会に関すること。
- 農業委員会等に関する法律第6条等に定められている事務に関すること。
- 農地パトロールに関すること。

第5章　計画の推進にあたって

1　計画の推進と進捗管理

（1）計画の推進と進捗管理

本計画の進捗管理は、各部局の事業評価や定期的に実施する生産者への調査や、指定管理施設モニタリング等により数値目標の達成状況を確認し、事業の進捗管理や達成度の点検、成果の検証を行うとともに、必要に応じて計画や目標を見直す等、進捗状況に応じて、計画の改善を図ります。

（2）個別施策及び具体的施策の成果指標

	項目	2024 （令和5）年度 実績値	2030 （令和 11）年度 目標値
1	農地の集積面積（ha）	564	636
2	耕作放棄地の面積（ha）	378	368
3	環境に配慮した農業の取り組み面積（ha）	117	135
4	市内ワイナリー数（軒）	15	17

2　施策の推進体制と役割

本計画は、東御市をはじめとして、生産者等（市内耕作者や加工者、その団体等）、販売者、農業協同組合、それぞれを支援しつなぐ事業者及び団体等、学校等の教育機関の多様な主体が協働することにより推進します。

（1）生産者等

耕作者はもちろん、土地の所有者、加工者等の一人ひとりが農業の担い手です。活発で持続可能な土地管理を適正に行うとともに、各々が掲げる理想をもとに個性を発揮して、消費者が求める安心で新鮮な農畜産物を生産・提供することで、所得の向上や地域の農・食文化を育むことが望まれます。同時に、現在の農地を適切に管理することにより、地域資源を保存・活用・継承・発信することが期待されます。

また、東御市は信州うえだ農業協同組合の区域と佐久浅間農業協同組合の区域にまたがっており、両農業協同組合との連携は欠かせません。生産現場により近い立場で行っている技術指導や出荷受入、その他全般的な生産者支援を継続し、持続可能な農業や農畜産物の高付加価値化に向けて協働することが望まれます。

そして、農地の集積や事業の拡大、新規就農者の受入は各農地や各生産者のみでの話ではなく、他の生産者や他分野の事業者との連携が必須となります。事業拡大や継承等、次世代へつなぐためには、今ある豊かなリソースを最大限に利活用すると同時に、互いに支えあうことで成り立つ社会において積極的に他分野連携を図り、新たな挑戦に取組むことが求められます。

（2）販売者

販売者は、生産者等が栽培・加工した農畜産物やその加工品を、素材を活かしてさらによいサービス等として消費者に提供する担い手です。生産者等と連携することで、より広く多様な消費者の需要に対応することが求められ、高付加価値化により販路拡大・販路開拓の可能性が広がります。地域資源の魅力を磨き、新たな価値を生み出し発信することが期待されます。

（3）支援しつなぐ事業者及び団体等

農・食産業の担い手として自主的に行動し、農・食文化の継承や新たな地域資源を創造するとともに、市内外へ情報発信する役割があります。 また、生産者等や販売者が集い、交流し、協働する場となり、地域コミュニティを築くうえでも重要となります。それぞれの団体が、地域・世代などの枠を越えた農・食交流に努めるとともに、生産者等や販売者、市と連携し、地域コミュニティの活性化や農・食文化の向上に寄与することが望まれます。

農・食に関する支援活動や社会貢献など、農業や農・食活動を支援する役割が期待されます。また、農・食事業の実施や農・食情報の発信、商業・工業・福祉・金融・観光・まちづくり等他分野との連携が期待されます。

（4）教育機関

次世代の農業の担い手である子どもたちの育成や故郷を愛するアイデンティティ[28]の醸成のため、学校等において食育や地産地消の啓発を行うことが求められます。対象は市内幼稚園・保育園等、小中学校、高等学校等と幅広く、連携する大学等には、専門的見地からの農・食文化の推進やまちづくりに対する貢献、人材育成等が期待されます。

（5）市民等の消費者

農業は農畜産物を生産するだけでなく、加工や流通、販売、そして消費することで一つの流れとなることから、東御市民や東御市に縁ある方々・交流関係人口等の消費者も東御市における農業の担い手だと考えます。農業・農畜産物への理解を深めて応援し、市内産農畜産物・加工品の消費（地産地消）を意識することで、地域の農業が活気づき、地域での消費のために農畜産物が生産（地消地産）されるようになります。それらを積極的かつ自発的に行うことが農・食文化醸成の第一歩であり、その積み上げが「人と自然にやさしい豊かなくらしを実感できるまち」へとつながります。

（6）市

市民が農地や農畜産物が主役であるという考え方に立ち、適切な農地管理や経営基盤の強化、農地及び担い手継承、6次産業化・高付加価値化を支援し、生産者等や販売者、農畜産物の積極的な情報発信を通じて、生産者等が生産しやすい、販売者が販売しやすい、支援者が支援しやすい環境づくりを進めます。生産者等、販売者、農業協同組合、支援しつなぐ事業者及び団体等、教育機関等、市民等の消費者等を支援する役割を担うとともに、地域における人材や情報等の様々な資源を活用し、地域のコミュニティやネットワークを整備します。また、東御市の特徴ある農畜産物を広く発信し、東御市ならではの農・食特性の伸張を図るとともに、商業・工業・福祉・金融・観光・まちづくり等他分野との連携を推進していくなど、様々な主体と協働し、農業及び農畜産物の振興と推進を計画的に進めていきます。

[28]アイデンティティ：自分が自分であること、さらにはそうした自分が他者や社会から認められているという感覚のこと。

資料編

資料

計画策定経過

年 度	月 日	経 過
令和6年度	7月 10 日	第1回農業振興審議会（諮問）
	8月 15 日	定例庁議（概要・体系・スケジュールの確認）
	8月 30 日	9月議会全員協議会（概要・体系・スケジュール）
	10 月	関係者ヒアリング
	11 月 11 日	定例庁議（計画素案完成）
	11 月 13 日	第2回農業振興審議会（継続審議）
	12 月5日	12 月議会全員協議会（パブリックコメント）
	12 月 10 日～1月8日	パブリックコメント
	1月●日	第3回農業振興審議会（継続審議）
	3月●日	定例庁議（計画最終案完成）
	3月●日	第4回農業振興審議会（答申）

東御市農業振興審議会　委員

役職	氏名	所属
会長	櫻井　典夫	信州うえだ農業協同組合
職務代理	依田　繁二	農業委員会
	滝澤　栄一	東御市議会
	舩田　寿夫	農業委員会
	武井　信一	佐久浅間農業協同組合
	堀　育夫	都市計画審議会
	柳沢　洋一	所沢川水系土地改良区
	有賀　睦雄	神川沿岸土地改良区
	岩下　伍郎	八重原土地改良区
	青木　正良	御牧ヶ原台地土地改良区
	楢原　龍太郎	認定農業者の会
	有賀　国子	上小農村生活マイスター
	長棟　かおる	農村女性ネットワークとうみ

東御市6次産業化推進協議会　委員

役職	氏名	所属
会長	小西　超	株式会社　ヴィラデストワイナリー
副会長	永井　進	株式会社　永井農場
	依田　繁二	東御市農業委員会
	西澤　正浩	信州うえだ農業協同組合東部営農課
	成澤　和彦	佐久浅間農業協同組合しらかば西部営農センター北御牧事務所
	手塚　仁也	東御市工業振興会
	清水　勉	東御市商工会
	早川　一夫	一般社団法人　信州とうみ観光協会
	樋口　一騎	日本政策金融公庫　小諸支店
	小山　岳史	八十二銀行　田中支店
	小宮山　俊一	上田信用金庫　とうみ支店
	髙岡　久章	社会福祉法人　東御市社会福祉協議会
	佐藤　博久	長野県上田農業農村支援センター技術経営普及課
	千野　博敏	長野県上田農業農村支援センター農業農村振興課
	林　俊哉	長野県上田地域振興局商工観光課

東御市農業振興審議会の答申

第3次東御市農業振興計画

令和７年３月

東御市産業経済部農林課
〒389-0592
長野県東御市県 281-2
電話　0268-64-5894　　FAX　0268-64-5881

ほどよく、
田舎。
とうみ

「第3次東御市農業振興計画」の策定に係る
素々案に対する意見照会　意見・回答

① 計画（素々案）全体に関すること

No.（連番）	No.	ご意見	回答
1	①-1	カタカナ文字、横文字の多用は、見栄えは良いが意味が良く伝わらないことも多いと思う。脚注を付けて説明した方がよいのでは。	専門用語や横文字等に脚注を追加いたします。
2	①-2	定着させるのひと言です。（「計画だけ」にならないよう、着実な施策の推進、展開をすること）	ご意見として承ります。
3	①-3	今回の計画がうまくいったのか、判断できる表現が少ないように思います。	本計画の進捗に関しては、重要業績評価指標（KPI）や成果指標を用いて管理・確認した上で、外部機関である東御市農業振興審議会へ諮り、各種施策を展開します。P22に追記します。
4	①-4	情報発信などは広く全体に届くようにしてほしい。	情報発信の際は広く全体に周知するため、様々な手段による発信に努めます。
5	①-5	農家数の減少、高齢化が進む中で、地域の農業を守っていくために、計画をしっかりと進めていくことが必要と思う。	ご意見として承ります。
6	①-6	P12（6）主要作物作付面積等について 野菜に関しては白菜やレタス等の高原野菜が主要作物とあるが、現状はアスパラガス、ブロッコリー、ミニトマト、スイートコーン等ではないか。表の記載品目についても検討願いたい。	アスパラガス、ブロッコリー、ミニトマト、スイートコーン等が盛んに作付けされていますが、市が把握するデータは参考程度のものなので、国で行っている農林業センサスを用いて図表を示しております。
7	①-7	P16（11）として、東御市特産である「くるみ」の栽培状況、生産量、生産額についても記載したらどうか検討願いたい。	クルミは当市特有の特産品の中核であると認識していますが、生産量・生産額について正確に把握する術がないため、より正確な数値を引用するために、国で行っている農林業センサスを用いて図表を示しております。

「第3次東御市農業振興計画」の策定に係る
素々案に対する意見照会　意見・回答

No.（連番）	No.	ご意見	回答
8	①-8	地政学的リスクが増す中、経済とは一線を画す政治的な食糧安保の戦略的に自給率アップを優先課題にする必要があると思う。自給率不足は原因分析が必要だが、農業を拡大すれば、為替の影響だけでなく、様々な副次効果が出てくるものと予想する。 まず、食糧安保では、全てを生産者任せにせず、政府が戦略的生産品目と数量を設定し、意図的に生産を誘導することが必要 ①国内消費に対する各品目毎の輸入規模と国内生産規模/生産地の把握、及び食糧安保上の重要性分析と優先順位付けを行う②品目毎国内実績に対する不足分の当該地域生産拡大の検討と、気候、地質等に基づく農水省研究機関等による最適地の検討③県毎の戦略的生産品目の目標設定と、国、県、JA、大学、企業等連携による、生産増、省力化、マーケティングMIXを企画検討実施　併せて農地集約のため、雇用の多い二次産業を各県に誘致して小規模農家からの職種転換を図り、農地集約を推進。※高額な既存保有機械設備の制約により転換しにくい米生産から、新規機械設備の政府補助で戦略的食糧品目への転換を図る。自給率拡大で農地集約→機械化→生産性/経営効率向上→収益性アップ、売価低下→再投資　正のスパイラルが発生。付随して、機械や飼肥料、梱包他、ロジスティック全体の投資環境も改善し、CO2対策、有機化他の新製品の研究開発も活性化し、競争力も上がり輸出にも貢献しやすくなる。※農林中金の50兆円を超える運用資金の一部を出資者である農業の分野への投資に充てて還元する。	食料安全保障につきましては、食料・農業・農村基本法や付随する各種施策等を注視していきます。
9	①-9	北御牧地区の農産物、八重原米以外、ブロッコリー、とうもろこし、馬鈴薯等も触れていただいてあると助かります。	P29「基本施策2 個別施策3 ⑧農畜産物のブランディング・プロモーションに関すること」の部分に、とうみブランド確立のための中心要素として記載します。
10	①-10	農業者人口の高齢化により農家人口は減少していくと思われますが、市内主要作物別農家戸数がわかれば記入いただけるとわかいやすいです。作付けが増えているブロッコリーやとうもろこし、ピーマン等記入があればわかりやすいと思います。（P12）	本計画では、より正確な数値を記載するため、国で行っている農林業センサスを用いて図表を示しております。ブロッコリーやとうもろこし、ピーマン等の作付けに関する詳細については項目にないため、今後市内独自データとして補完できるよう努めます。
11	①-11	農福連携については、本計画の素々案第1章・1・（2）国の動向に「農福連携推進ビジョン」の概要を説明し、第4章・基本施策2の個別施策1及び2に他分野連携の取組みを記述していますが、新たに個別施策の項目として記述し、例えば、ワイン用ぶどうの農場整備や管理に関する補助事業等を表現したらいかがでしょうか。また、農福連携は、担い手の育成や人材確保についても期待できることから、基本施策3についても記述が必要かと思います。	農福連携については福祉部門の主導で進めるものであると考え、本計画では、他分野連携の施策のひとつとして位置づけ、取組み事業者への支援について計画期間において制度設計を図ります。 また、P36「基本施策3 農業の担い手の育成・支援と安定的な農業経営の確立」において、農福連携関係者を含む多様な担い手の充実について記載しております。
12	①-12	・図表内表題→グラフ外に記述をご検討ください。（図表標表題の一部に[グラフ][表]あり） ・図表の単位は右上をご検討ください。	表題をグラフ外へ、単位は縦軸に記載いたします。

「第3次東御市農業振興計画」の策定に係る
素々案に対する意見照会　意見・回答

No.（連番）	No.	ご意見	回答
13	①-13	クイーンルージュへは「®」を付してください（図表等含め）	P15から16の文書中、図表中の計7か所を訂正いたします。
14	①-14	P2　CO2→CO2	「CO2」を「CO2」に訂正いたします。
15	①-15	P10　図表3　右側数値、横棒と合うように数値を調整。	縦軸の数値を調整いたします。
16	①-16	P11　（4）30年間→20年間	「30年間」を「20年間」に訂正いたします。
17	①-17	P12　（6）主要作物作付で、果樹項目ご検討ください。 ※(8)での独立記述であれば不要です。 ブロッコリー作付け状況等もご検討ください。	本計画では、より正確な数値を記載するため、国で行っている農林業センサスを用いて図表を示しております。作付けに関する詳細については項目にないため、今後市内独自データとして補完できるよう努めます。
18	①-18	P20　3段目　83経営体→いつからのカウントでしょうか。	1999（平成11）年から2023（令和5）年までの各年数値の合算であることがわかるよう文章中に記載します。
19	①-19	22経営　→P11（5）図表5　R2からR6合計16経営体と数値差異	図表5の数値を訂正いたします。
20	①-20	表の2024（令和5）年度・2030（令和11）年度　いずれかの年数がずれています（他も含め）	「2024（令和5）年度」を「2023（令和5）年度に、「2030（令和11）年度」を「2029（令和11）年度」に訂正いたします。

「第3次東御市農業振興計画」の策定に係る
素々案に対する意見照会　意見・回答

No.（連番）	No.	ご意見	回答
21	①-21	P26　エシカル消費（※）　欄外説明ありません。P27個別施策2　主な事業等も文言説明ご検討ください。	脚注を追加いたします。
22	①-22	P32　個別施策10　主な事業等　連携の教科　→　強化	「教科」を「強化」に訂正いたします。
23	①-23	P32　HP/ホームページ　いずれかに統一をご検討ください。	「ホームページ」で統一いたします。
24	①-24	P39　2　施策の推進体制と役割　農業協同組合/JAいずれかに統一をご検討ください。	「農業協同組合」で統一いたします。
25	①-25	作物の種類によって設備と機械が必要になる。それぞれの導入資金について金銭的な支援をしてほしい。	国・県を含め、各種支援事業実施への参考として承ります。
26	①-26	市の最上位計画「第3次総合計画」ではツリー構造で、将来像→基本目標→政策→施策とブレークダウンされていたが、さらに農業振興計画では作業レベルまでテーマが落とし込まれており関心しました。	
27	①-27	こういった文書の書き方の慣例が良く分かりませんが、全体的に「計画」というより「構想」という印象が強いです。	本計画は、市の農業振興に向け、将来の目指すべき姿とそれを実現するための施策を市全体で共有するためのものであるため、構想に近い性質があります。より具体的な事業については、個別施策の主な事業等のとおり進めてまいります。
28	①-28	世の中ハイテク、エレクトロ時代になりました。しかし、最後に勝負を決めるのは、いつでもどこでも人間です。人材の有無が企業や集団、組織の生き残りを左右します。（人は石垣、人は城）です。	ご意見のとおり、農地の保全、農畜産物のブランディング、現在から次世代を担う多様な担い手の人材育成等について取組むこととしております。

「第3次東御市農業振興計画」の策定に係る
素々案に対する意見照会　意見・回答

No.（連番）	No.	ご意見	回答
29	①-29	P36（6）ブロッコリーが昨今増加しているため、夏秋トマトは落とし、ブロッコリーを記入する	本計画では、より正確な数値を記載するため、国で行っている農林業センサスを用いて図表を示しております。作付けに関する詳細については項目にないため、今後市内独自データとして補完できるよう努めます。
30	①-30	ぶどう、ワイン推しならば、（6）生食ぶどう（7）ワインぶどう（栽）（8）ワイン出荷額、（9）主要（10）産出額の順番でどうか。	現状のままといたします。
31	①-31	市の職員の人事異動は最低3年以上とし、一貫性を持たせる。	ご意見として承ります。

「第3次東御市農業振興計画」の策定に係る
素々案に対する意見照会　意見・回答

② 計画（素々案）基本施策1（農業生産基盤の整備と保全）に関すること

No.（連番）	No.	ご意見	回答
32	②-1	農業インフラの老朽化が目立ってきている。（かん水施設、水路、農道など）各地区の組合や団体組織では対応しきれない大きな問題点を洗い出し、行政主導で計画的に改修等していく体制が必要なのでは？	P27「基本施策1 個別施策5 ⑤土地改良事業、土地改良施設の維持管理に関すること。」へ、計画的な農業インフラの整備及び保全に関する内容を記載しました。
33	②-2	古い構造改善事業の圃場では、作土が流出し石が出て、耕作が難しい所が出てきている。民間業者の砕石事業などと連携して再生する方策を取ったらどうでしょうか。	P27「基本施策1 個別施策5 ⑤土地改良事業、土地改良施設の維持管理に関すること。」へ、計画的な農業インフラの整備及び保全に関する内容を記載しました。 民間事業者との連携に関しては、事務事業を進める中で検討して参ります。
34	②-3	広範囲に移動して、田畑を踏み荒らす日本鹿には困っています。本年も御牧原の水田が踏み荒らされました。捕獲を積極的に行っていただきたい。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。 鳥獣被害対策に関しては、主に東御市鳥獣被害防止計画において取組みます。
35	②-4	諸々の農産物の盗難については、防犯カメラの設置を行政にもお願いしたい。	盗難等被害対策については、啓発活動を行うほか、P26「「基本施策1 個別施策4 ④農作物災害及び農作業安全対策、盗難防止対策に関すること。」の取り組みの中で、警察署・消防署等関係機関協力のもと、パトロール等の対応を行います。
36	②-5	「生産基盤の保全」はきめ細かく行うことが大切と思う。	ご意見として承ります。
37	②-6	P24個別施策3③病害虫防除に関することについて くるみについての病害虫防除について記述されているが、作物全般の記述にしたほうが良いのでは。	「アメリカシロヒトリ防除対策」を「アメリカシロヒトリ等の病害虫防除」に訂正いたします。
38	②-7	黒斑病は「黒斑細菌病」が正しいのではないでしょうか。（P24）	「黒斑病」を「黒斑細菌病」に訂正いたします。

「第3次東御市農業振興計画」の策定に係る
素々案に対する意見照会　意見・回答

No.（連番）	No.	ご意見	回答
39	②-8	ワイナリー以外の方の戸数や栽培面積は入っているのでしょうか。（P20）	集積面積やワイン用ぶどう作付面積はワイナリー以外の生産者も含んでおります。
40	②-9	タイトルから土地改良事業を想定させる。個別施策等から方向性に記載のある「持続可能な農業農村の構築」の方がふさわしいのではないか。	P24「基本施策１　農業生産基盤の整備と保全」の文言については、第3次総合計画の施策と整合を図っております。生産基盤とは、農地や施設、人材や政策等を指し、持続可能な農業・農村の体制構築推進のための個別施策として、P27「個別施策５ ⑤ 土地改良事業、土地改良施設の維持管理に関すること。」に取組むことを目指すこととしております。
41	②-10	P22の上から文章3行目の”農家への農地集積し”の中に、「集約」という言葉も入れていただきたいと思います（理由：これまで1人の農業者に農地集積することが進められてきましたが、あちこちに点在する農地が増えるだけでは生産性の高い経営ができていないため、今は”集約”が重要で、1ヶ所、2ヶ所に農地を集めることが全体の動きとなっているため。	「集約・集積」に統一いたします。
42	②-11	P24　個別施策3 「消毒作業用」→「駆除作業用」	「消毒作業用」を「駆除作業用」に訂正いたします。
43	②-12	鳥獣被害が多くて作れない、山際は特にシカが多い。	東御市鳥獣被害防止計画に則った予防対策及び個体数調整、生息地管理を実施・活動への支援を行い、野生鳥獣による被害の軽減に取組んでいます。
44	②-13	参考です。 P22①-B　循環型農業を推進する……主な事業等（下から4行）に、参考として［下水汚泥の肥料化の検討］はどうでしょうか。 東御市でも生ごみの肥料化が進んでいますが、作物の生育もよく、政治や気候変動に影響されにくい循環型形成社会の一環として益子時々取り上げています。①県の安曇野終末処理場、肥料名アクアピア安曇野②長和町ながれ1号③上田広域連合サラ・さらさ	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
45	②-14	5W1Hが不鮮明に感じます。	本計画については、市が関係機関、団体等と連携して推進するものです。なお、施策の推進体制と役割はP41「第５章 ２ 施策の推進体制と役割」に記載しております。 よって現状のとおりとします。

「第3次東御市農業振興計画」の策定に係る
素々案に対する意見照会　意見・回答

No.（連番）	No.	ご意見	回答
46	②-15	高齢者は一時的な補助を受けることで農業を持続できるので、システムの構築が必要。	ご意見として承ります。
47	②-16	農業の担い手の育成、農業人口の増加がなくては整備と保全は難しいと思っています。	P36「基本施策3 農業の担い手の育成・支援と安定的な農業経営の確立」の中で実現を図っていくこととしております。
48	②-17	P23①-c　に中屋敷ぶどう団地計画を記載。	現状のとおりとします。
49	②-18	ブロッコリー、トウモロコシの振興を記載。	本計画は、農業振興全般に係る総合的なものですので、個別作物については現状のとおりとします。
50	②-19	米の振興、ブランド化の推進を記載。	P27「基本施策2 個別施策3 ⑧農畜産物のブランディング・プロモーションに関すること。」に良食味米の生産、「八重原米」、「風さやか」等の地域ブランド米の栽培推進支援」と、一部ブランディングが進む具体例を示しております。
51	②-20	荒廃地は市、JA,、県、国で構造改善をし、農家又は法人に貸与する	ご意見として承ります。

「第3次東御市農業振興計画」の策定に係る
素々案に対する意見照会　意見・回答

③ 計画（素々案）基本施策2（東御ブランド力の強化と特産品による地域振興）に関すること

No.（連番）	No.	ご意見	回答
52	③-1	地産地消の推進の点から、道の駅等の施設の改修等に積極的に予算を使ってもらいたい。	ご意見として承ります。
53	③-2	「新たな付加価値を創造する事業」を進めるにあたり、特産品の販売やブランディングの強化など銀行でお手伝いできることが多いと思います。	連携先として金融機関の追加いたします。
54	③-3	最近、「農業」×「〇〇」といった融資相談が複数件寄せられています。地域の金融機関として、新規創業や農業者が事業展開する場合など、事業計画の策定立案などのお役に建てる場合があると思いますので、商工会を通じてのみでなく、直接でもご相談いただければと思います。	連携先として金融機関の追加いたします。
55	③-4	いい食材が多数あるのでそれを利用した6次産業化を進めてほしい。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
56	③-5	御牧原の試験地跡は早期に活用されたい。	当該用地は、ワイン振興にあたって研究・試験を行う場として、事業者と連携する中でワインを基軸とした地域振興に向けて早急に活用計画を作成し、事業展開を図ります。
57	③-6	田中駅周辺にもホテルを誘致して人の流れをつくり、活性化を図る。	ご意見として承ります。
58	③-7	これからの若者にはありがたい、生産量が増えれば知名度も上がる。	ご意見として承ります。

「第3次東御市農業振興計画」の策定に係る
素々案に対する意見照会　意見・回答

No.（連番）	No.	ご意見	回答
59	③-8	耕作放棄地を整備してJA、市が貸し出ししてくれたらと思う。	ご意見として承ります。
60	③-9	東御のワインは、千曲川ワインバレーをリードしているが、その間に、しっかりとブランド化して、「東御のワインは日本一すごい」と思われるようなブランディングが必要と思う。	ご意見として承ります。
61	③-10	「東御ブランド」の確立は、大切なことと思う。	ご意見として承ります。
62	③-11	P32個別施策10⑭　地域おこし協力隊や人材バンクメンバーによる→農・食人材バンク（仮）メンバーによる	「人財バンクメンバー」を「農・食人財バンク（仮称）メンバー」に訂正いたします。
63	③-12	P32個別施策10⑭　関係団地との連携の教科による→関係団体との連携の強化による	「関係団地との連携の教科による」を「関係団体との連携の強化による」に訂正いたします。
64	③-13	P35個別施策2⑯東御市主体の事業（育成施設など）を前面に記述することをご検討ください。主な事業等は事業主体が事業内容をご確認いただき記述してください。里親→長野県新規就農里親研修事業、新規就農者育成事業（経営開始資金経営発展支援事業）　※年数の経過によって事業名が変わる場合がありますのでご注意ください。	最新の制度名に訂正いたします。
65	③-14	個別施策⑥6次産業化に関すること 主な事業等について地域内の2次産業者、3次産業者との連携による地域6次産業化のさらなる推進について検討願いたい。	ご意見として承ります。

「第3次東御市農業振興計画」の策定に係る
素々案に対する意見照会　意見・回答

No.（連番）	No.	ご意見	回答
66	③-15	ワイン色が強いかな？	P29「基本施策2 個別施策3 ⑧農畜産物のブランディング・プロモーションに関すること」の部分に、有核巨峰をはじめとするブドウ、クルミ、コメ、そしてワインを中心に」と記載していましたが、八重原米、白土馬鈴薯を追記し、ワインにとどまらず、他の農産物も含めブランディング・プロモーションを図ることします。
67	③-16	私たちの東御市には、水稲、畜産、果樹、野菜、花き等多くの作物があります。ワイン以外の特産品も強化し、産地化する計画があればよりよいように思います。	ご意見として承ります。
68	③-17	P26　現状と課題「エシカル消費（※）とあるが、（※）に関する記載がない。	脚注を追加いたします。
69	③-18	P29　個別施策5　主な事業として「地産地消・地消地産を掲げているが、「地消地産」に関する説明がややぼやけている。言葉の意味が全く違うので、それぞれの観点に立った事業を検討していることを記載した方が良いと考える。	地産地消と地消地産の違いについて、脚注含めわかりやすく記載いたします。
70	③-19	P29　個別施策6　主な事業として掲げている「市内外のイベント等での出張ワイン提供」は、P27個別施策3　農産物のブランディング・プロモーションに含まれているのではないか。	P29「個別施策3　⑧農畜産物のブランディング・プロモーションに関すること。」へ記載します。
71	③-20	P32　個別施策8　施策説明の内容から、「農・食文化の支援」というよりも「農・食文化の保護、継承」ないしは「農・食文化発展に貢献する人材育成」とすべきではないか。	「農・食文化の支援」を「農・食文化の保護、継承へ」訂正いたします。
72	③-21	「ほどよく、田舎。」のフレーズを方向性や個別施策タイトルのどこかに使用したらどうか。	現状のとおりとします。
73	③-22	P26　基本施策2　基本施策の方向性 「（1行目）地球温暖化～（2行目）拡大していくため」ワインを基軸としたブランド力強化と関連が薄いと考えます。	「環境変化への対応」を「ブランド力の強化のための栽培方法・適地の検証や品種改良等の栽培振興への対応」に訂正いたします。

「第3次東御市農業振興計画」の策定に係る
素々案に対する意見照会　意見・回答

No.（連番）	No.	ご意見	回答
74	③-23	八重原の農作物は味が良く、地域のブランドであるが、総面積が少ないため全国ブランドにはできない。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
75	③-24	P26　基本施策の方向性の1行目 地球温暖化などの環境変化に対応した農作物の栽培振興→栽培（品種改良、栽培方法、栽培適地の推奨等、他の農業機関とも連携して）振興を…　のように具体的にしてはどうか。	環境変化への対応ではなく、ブランド力の強化のための栽培方法・適地の検証や品種改良等の栽培振興へ訂正いたします。
76	③-25	5W1Hが不明瞭に感じます。	本計画については関係機関、団体等と連携して推進するものです。施策の推進体制と役割はP41「第5章 2 施策の推進体制と役割」に記載しております。よって現状のとおりとします。
77	③-26	・無農薬野菜等を前面に押し出した商品の展開 ・道の駅では、スーパー等にはない珍しい物や輸送に耐えられない物も展示し特色をだす。	ご意見として承ります。
78	③-27	日本全国、東御市でもワイン栽培が盛んになりました。輸入自由化でヨーロッパから安いワインが輸入されております。ワインワインと盛り上がっておりますが、大変心配です。ワイン以外の特産品とブランド化が必要と考えます。	本計画では、ワインのみならず、巨峰等の生食用ぶどう、信濃くるみ、八重原米、白土馬鈴薯等を核としてブランド力の強化を図ります。
79	③-28	海野宿を活用すべき。観光資源の集中と選択。	ご意見として承ります。
80	③-29	希少な国産くるみの生産量とブランディング向上に注力しては。	ご意見として承ります。

「第3次東御市農業振興計画」の策定に係る
素々案に対する意見照会　意見・回答

④ 計画（素々案）基本施策3（農業の担い手の育成・支援と安定的な農業経営の確立）に関すること

No.（連番）	No.	ご意見	回答
81	④-1	農業後継者確保の点から、新規就農者への支援はもちろんであるが、親もとへの就労など、既存の農家（特に中小規模の農家）への支援があまりないように思えるのでぜひ一考下さい。	既存農家への支援については、P24「基本施策1 個別施策1 ①農業、畜産業及び水産業の振興に関すること。」に記載の資金面での支援のほか、P28「基本施策2 個別施策1 ⑥6次産業化に関すること。」に記載の6次産業化相談や異業種団体間のマッチング等による支援を行います。また、今後事業を進める中で、新たな支援事業について検討してまいります。
82	④-2	農業DX化による作業効率化の推進や、農業労働力の確保と労務管理支援、事業承継対策は、生産者の高齢化など労働力不足が懸念されている中では重要な事項であると思われるので計画に盛込んだらどうでしょう。	本計画における重要な要素の一つとして、P24「基本施策1 個別施策1 ①農業、畜産業及び水産業に関すること。」①-Bにおいて、スマート農業技術の実装について取り上げております。
83	④-3	狭小地の田畑は先々荒廃地になってしまう恐れがあるが良い手立てはないものか？	地域計画策定にあたり、地域の生産者の皆さまと協議し荒廃農地対策を検討いたします。
84	④-4	水路の未整備箇所は行政で直に見てほしい。特に末端の水路は痛みが進んでいる。	P27「基本施策1 個別施策5 ⑤土地改良事業、土地改良施設の維持管理に関すること。」へ、計画的な農業インフラの整備及び保全に関する内容を記載しました。
85	④-5	支援にもいろいろ条件があり、わかりやすくして欲しい。	
86	④-6	ブランディングが販売面での支援、また、農業の効率化（スマート農業）などの取組みに対する支援などが必要だと思う。	ご意見として承ります。
87	④-7	農業の担い手の確保は、最重要課題であり、あらゆる手を打つべきと思う。	P36「基本施策3 農業の担い手の育成・支援と安定的な農業経営の確立」の各種事業等の確実な実施により推進してまいります。

「第3次東御市農業振興計画」の策定に係る
素々案に対する意見照会　意見・回答

No.（連番）	No.	ご意見	回答
88	④-8	P34個別施策1⑮　中山間地域等直接支払い制度→直接支払制度	「中山間地域等直接支払い制度」を「中山間地等直接支払制度」に訂正いたします。
89	④-9	P35個別施策2⑯新規就農者の育成及び確保に関することについて 地域おこし協力隊事業の活用による新規就農者育成について検討いただきたい。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
90	④-10	担い手の育成とプラス労働力の確保の支援を検討できないか。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
91	④-11	個別施策3　農地の流動化の最初に「遊休荒廃農地対策として」との記載は不要。	「遊休荒廃農地対策として」を削除いたします。
92	④-12	P36の上から10行目・地域計画の推進→地域計画の推進・見直し（理由：一旦、策定したものをもとに推進していくことが基本ですが、毎年見直し作業を1回以上行いながら進めていただきたい点を見える形にしておいた方がよいと考えるため。	「地域計画の推進」を「地域計画の推進・見直し」に訂正いたします。
93	④-13	P35 個別施策2⑯ 東御市主体の事業（育成施設など）を前面に記述することをご検討ください。主な事業等は事業主体や事業内容をごかくにんいただき記述してください（里親→長野県新規就農里親研修事業、新規就農者育成→事業（経営開始資金、経営発展支援事業） 年数の経過によって事業名が変わる場合がありますのでご注意ください。	最新の制度名に訂正いたします。
94	④-14	P36　個別施策3⑰農地の流動化に関すること 各地区推進委員による担い手、受託者の問題把握、特に受託者が異動の無駄、運搬の無駄、集約化の推進について苦労している。（推進委員の活用）　※地域計画の推進に含まれていれば上記項目は必要ないです。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。

「第3次東御市農業振興計画」の策定に係る
素々案に対する意見照会　意見・回答

No.（連番）	No.	ご意見	回答
95	④-15	5W1Hが不明瞭に感じます。	本計画については関係機関、団体等と連携して推進するものです。施策の推進体制と役割はP41「第5章 2 施策の推進体制と役割」に記載しております。よって現状のとおりとします。
96	④-16	農業専任者とその他を完全に分離するのではなく、家庭菜園耕作者を増やすことで全体の底上げを図る。 家庭菜園耕作者を増やすことにより、医療費の低減・交流快活、作る喜び等により「ほどよく、田舎」の東御市を選んで良かったとなる。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
97	④-17	江戸の昔から百姓は生かさず殺さずで、現代も輸入自由化はまず農産物で、工業製品を守ってきました。農業を魅力のある職業にするには、安心して生活できる農産物の安定価格と手厚い支援が必要です。これは地方だけではどうしようもなく、国が本気でやらなければだめです。	ご意見として承ります。
98	④-18	移住施策との連携。外国人活用。大型法人化。	移住と新規就農の横断的な相談に対応するため、農林課と企画振興課で連携を図り、相談の受け入れ体制を整えております。 担い手としての外国人の受入れについては、人手不足解消に必要な施策ですので、今後事務事業を進めていく中で検討してまいります。 大型法人化については、P36「基本施策3 農業の担い手の育成・支援と安定的な農業経営の確立」の各種事業等の確実な実施により推進してまいります。
99	④-19	里親制度を活かし、若者に給料をやり3年間くらい栽培の勉強をしてもらう	ご意見として承ります。

「第3次東御市農業振興計画」の策定に係る
素々案に対する意見照会　意見・回答

⑤ 計画の推進に関すること

No.（連番）	No.	ご意見	回答
100	⑤-1	例えば、「ワイン新規就農者」に対して複合的なサポートをしてほしい。ワイン用の斡旋から住居の相談、新規融資の相談など、相手が求めることを先回りして準備しておく姿勢が欲しいと思います。相手が求めるものはシャインマスカットかくるみか分かりませんが、移住促進にあたりそういった情報をワンストップで提供できる体制整備を行い、受け身ではなく発信していくことで、他分野と連携した推進ができると思います。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
101	⑤-2	東御市農業技術者連絡協議会はこの計画には関わらないでしたっけ？特に環境調和型農業の推進などに携われるような気がしますが…	東御市農業技術者連絡協議会は、環境調和型農業だけでなく、農業近代化やスマート農業の推進等、農業関係者の連携を図り、地域農業の発展に資する活動を行うための組織であり、市の農業施策に関わりが深いため、本計画の策定にあたり、意見を照会いたしました。
102	⑤-3	PDCAサイクルで推進。	本計画の進捗に関しては、毎年度、重要業績評価指標（KPI）や成果指標を用いて庁内関係課による自己評価をした上で、外部機関である東御市農業振興審議会へ諮り、各種施策を展開・見直しを行います。P22に追記します。
103	⑤-4	計画を立案する際、目標はついてきます。前回（2次）の目標が達成できなかった原因を盛り込んだ推進計画にしてください。	現行計画や東御市6次産業化推進計画での課題等を確認し、活かした計画推進を図ります。
104	⑤-5	おおむね良好と思われる。	
105	⑤-6	P38（2）個別施策及び具体的施策の成果指標　市内ワイナリー数（軒）について、2024（令和5）年度実績13→14では？（R5末だと14軒ではないか？2030（令和11）年度目標15→令和6年9月末時点ですでに15軒ではないか？目標値として15は適切か？	現行計画や総合計画等を参考に仮数値を入力しております。今後、現状に則した目標設定を行います。
106	⑤-7	P20ワイン用ブドウ面積とワイナリー数　P38の数値の違い？	現行計画や総合計画等を参考に仮数値を入力しております。今後、現状に則した目標設定を行います。

「第3次東御市農業振興計画」の策定に係る
素々案に対する意見照会　意見・回答

No.（連番）	No.	ご意見	回答
107	⑤-8	P39の上から7行目の耕作者→生産者で統一はいかがでしょうか。（理由：全体的に「生産者」という言葉が多く使われている中で、ここだけ「耕作者」という表現になっており、使い分けがあるのならばスルーしてください。	生産者で統一します。
108	⑤-9	ガントチャート的なものがあると第3者が理解しやすいかもしれません。	現状のままといたします。
109	⑤-10	より具体的な推進をする。	各基本施策に各個別施策があり、さらに具体的施策（事業）により、基本理念へ向けて具体的な事業展開に取組みます。